政党又は団体名 市民クラブ	担当	理財部	収納課 特別滞納整理室
11.6000			内が加州走社主

事 項

- 1. 新しい行政運営
- (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。

回答

未収金対策については、財源の確保や負担の公平性の観点から更なる取組みを強化するため、平成21年には市税と国民健康保険税、保育料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収を段階的に一元化し、預貯金等財産調査や預金、給与等の差押えの効率化及び現年度分差押えの実施などによる処分の強化、滞納整理に係る進行管理の徹底、現年度分の納付勧奨のための「納付お知らせセンター」の設置などに取り組んできています。

こうした取り組みにより、市税等の収入率は高い水準を維持していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例措置の適用等に伴い未収金が増加し、対前年度比較で3.8%増となっております。今後も、市税等の徴収において、新型コロナウイルス感染症の状況も見極めながら適切に対応し、未収金の縮減を図っていきます。

また、納付者の利便性を高める取組みとしては、令和2年10月以降、スマートフォンを利用したクレジットカードや「PayPay」などの電子マネーによるキャッシュレス 決済を導入し、令和3年12月末までに約6.5億円の収納実績となっております。

併せて、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)に係る令和5年度当初課税分については、これまでのバーコードに加えてQRコードを使ったキャッシュレス決済が可能となるよう、その準備を令和4年度に行います。このように、新しい生活様式を踏まえた非接触型の納付環境を整備することで未収金の縮減につなげていきます。

併せて、徴収一元化を行っている5債権以外の債権に係る未収金縮減の取組みとしては、長崎市債権管理条例を令和4年4月に施行することとしており、この条例には、債権管理を行うにあたっての市長等の責務や、統一的な処理基準等の必要な事項を定めています。

今後は、この条例に基づき、全庁的な債権管理の適正化を図り、各所属と連携しながら、 法的措置をはじめとする回収体制を強化するとともに、回収見込みのない債権の処理を適 切に行い、健全な財政運営に一層努めていきます。

政党又は団体名	担当	理財部	契約検査課
市民クラブ	ᄩ	一 连的 m	人们快且床 ————————————————————————————————————

事 項

1. 新しい行政運営

(2) 市の入札、発注、契約(物品、サービス、コンサル)にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。

回答

建設工事の入札においては、登録事業者の社会貢献への取組み等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。

障害者雇用の取組みへの評価としては、平成26年4月から、一定数障害者を雇用している場合の加算点を引き上げるとともに、障害者優先調達推進法施行を踏まえ、障害者就労施設等から物品等を調達した場合の加算項目を設けています。

さらに、環境保全の取組みへの評価としては、「エコアクション 21」を認証・登録している事業者に対し、また、男女均等待遇の取組みへの評価としては、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に対して、それぞれ建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。

なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図ることを目的とし、物品購入、賃貸借、製造の請負及び業務委託を対象に、障害者雇用に積極的な事業者への優先発注を行っています。

引き続き庁内への優先発注に係る要請や事業者への制度の周知等により、優先発注実施の促進に取り組んでいきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	理財部	資産経営室
111111111111111111111111111111111111111			

事 項

- 1. 新しい行政運営
- (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。
 - ①公共施設マネジメント「適正化方針」「地区別計画」におけるモデルプランの実行 にあたっては、議会・市民の理解を得て推進すること。

回答

公共施設は多くの市民に利用されるものであり、そのあり方を考えるにあたっては、広く議会や市民のご理解をいただきながら進めていくことが大切だと考えています。

こうした中、「長崎市公共施設の適正化方針(平成27年2月)」及び「長崎市公共施設の適正配置基準(案)(平成31年2月)」を策定し、現在、その考え方に基づきマネジメントの実施計画となる地区別計画の策定に取り組んでいるところです。

地区別計画の策定にあたっては、地域の皆様と市民対話の場を設けて、理解を得ながら 進めることとしています。

市民対話では、施設の削減だけの取組みとの誤解を受けることがないように、地域に一番身近な施設であるコミュニティ活動施設等の標準的な考え方などもお示しし、必要な機能をきちんと確保していくことなどを丁寧にご説明しながら進めています。

この市民対話については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により実施できませんでしたが、令和3年度は、感染症防止対策を講じながら4地区で開催しているところであり、令和3年度までに15地区、令和4年度までに全17地区での開催が完了する見込みです。

また、それに伴う<mark>「地区別計画」の策定についても、令和4年度までに全地区での策定を完了させたいと考えています。</mark>

今後とも、適宜議会へ報告しつつ、広く市民の理解・協力を得て、公共施設マネジメントの推進を図っていきます。

政党又は団体名	田 当	総務部	行政体制整備室
市民クラブ	担当	企画財政部	都市経営室

事 項

- 1. 新しい行政運営
- (3)行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。
 - ②行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。

また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜 見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展 市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。

回答

行政サテライト機能の再編成については、この仕組みをよりよいものにしていくために、これまでの間、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、どのような課題があるかを把握し、組織改正を行うとともに事務分担の見直しなどの改善を加え、令和3年4月には、水産農林部、土木部と各総合事務所に係る業務を見直すとともに、土木部に土木防災課を新設したところです。

今後とも、さらなる住民サービスの向上のため、市民などの声をお聞きしながら、検証や見直しを続け、サテライト機能再編成の効果が十分に発揮できるよう、随時必要な改善を行っていきます。

旧合併町を含む周辺地区の振興については、令和2年9月に「超高速インターネット環境整備事業」を「過疎地域自立促進計画」及び「辺地に係る公共的施設の統合整備計画」に追加し、市民生活にとって重要な社会基盤となる光回線環境の整備を令和4年3月末完了に向けて進めています。

令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)」では、市議会による要望活動のお力添えをいただき、長崎市の過疎地域として、旧法に引き続き伊王島、高島、野母崎、外海の4地区に加え、香焼が追加され5地区となっております。併せて、同法の規定により、令和2年度国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日公示により、三和地区が過疎地域として追加される見込みとなり、三和地区においても過疎対策事業債を活用した事業の取組みにより、地域振興を図ることができる予定となっています。

令和3年9月には新過疎法に基づき、令和3年度から5年間を計画期間とする「長崎市 過疎地域持続的発展計画」を新たに策定しました。本計画においては持続的発展という新 たな理念のもと、過疎地域が、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、 豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう、過 疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる 向上の実現を目指します。

具体的な事業の一つとして、「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産について、構成資産の保存整備及び活用などにより地域活性化を図ります。

今後とも各種計画については適宜見直しを行い、	財源の確保も含め、	地域の活性化に努
めていきます。		

		総務部	行政体制整備室
 政党又は団体名			総務課
市民クラブ	担当		情報統計課
甲氏グラブ		_	情報政策推進室
		市民生活部	住民情報課

事 項

- 1. 新しい行政運営
- (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。
 - ③マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティー対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。

回答

マイナンバー制度の運用にあたっては、特定個人情報保護の制度面、情報セキュリティ対策の実務面の両方から、法令等に基づき、厳格に行っています。

特定個人情報保護の制度としては、住民記録、福祉、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。

また、マイナンバーを扱う端末の利用に際して、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。

長崎市では、制度の目的である市民の利便性向上と行政事務の効率化に向けて、マイナンバーを最大限に活用することとしており、手続きに係る添付書類の削減のほか、<mark>令和4年度には、国の「ぴったりサービス」の利用拡大や民間の電子申請システム導入により、行政手続きのオンライン化も進めていくこととしています。</mark>

マイナンバーカードの活用では平成 28 年 1 月からコンビニエンスストアでの住民票や 税証明等の証明書発行を開始しており、令和 3 年 6 月 1 日からはコンビニエンスストアで の証明書交付手数料を減額するなど、市民の利便性の向上に努めています。

マイナンバー制度については、令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まり、今後は運転免許証との一体化の検討が進んでいるなど、国においても強力に推進しているところですが、これにはマイナンバーカードが不可欠であることから、令和4年度からは、さらに商業施設や、企業、地域等に出向いてマイナンバーカードの申請を受け付けるサービスを拡充し、マイナンバーカードの普及促進を図ります。

マイナンバー制度については、令和3年10月20日からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まり、今後は運転免許証との一体化の検討が進んでいるなど、国においても強力に推進しているところであり、同制度の運用にあたっては、引き続き個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化に努めていきます。

政党又は団体名 担当総務部 行政体制整備室 市民クラブ

事 項

1. 新しい行政運営

(4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間 手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。

回答

指定管理者制度については、民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上等を図るため、「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき導入しており、より効果的な運用がなされるよう、随時、指針の改正を行っています。

指定管理者の選定にあたっては、多くの事業所から提案を受けることで選定の幅が広がり、市民サービス向上につながるものと考えられることから、令和3年度においては、より多くの事業所が応募しやすい環境となるよう、運営経費の積算基準の変更などを行ったところです。

また、指定期間中においては、指定管理者が公の施設を適正に管理運営し、良好なサービスを提供しているか、施設の所管所属において定期的なモニタリングによる監視・監督を行っておりますが、指定管理者制度の導入から長期間が経過する中で、施設所管課の職員において、施設の現状や実態の把握が十分にできていない部分があること、また、市が指定管理者と一体となってサービス向上に努めるという基本的な制度の趣旨への理解が不足している状況があることから、モニタリングが効果的なものとなるよう、指定管理者制度に係る職員研修を令和3年度から定期的に実施することとしています。

今後とも、必要な見直しを行いながら、より良質な市民サービスを提供できるよう努めていきます。

과플로너면서요		_	情報政策推進室
政党又は団体名	担当	総務部	総務課
市民クラブ			情報統計課

事 項

- 1. 新しい行政運営
- (5)業務のデジタル化推進
 - ①デジタル化の推進にあたっては、個人情報の保護に最大限努めること。

回答

長崎市は、市民の暮らしやすさや訪れる人の過ごしやすさに貢献することを目的として、長崎市にあったデジタル化の指針となるDX推進計画を令和3年度に策定し、計画的に都市及び行政のデジタル化を進めていくこととしています。

行政のデジタル化においては、行政手続のオンライン化など、様々な行政サービスをパソコンやスマートフォンでできるようにしていくことから、これまで以上に個人情報を電子データとして取り扱うこととなり、個人情報の保護は、ますます重要になると考えています。

国においては、個人情報を保護する一方で、全国的な共通ルールのもと、データ利活用をより一層進めていくため、令和3年度に個人情報の保護に関する法律や条例を統合し、個人情報保護法に一本化する法改正が行われ、関係する政令、規則及びガイドライン等の整備が進められています。

デジタル化の推進にあたっては、今後の国の動向を見極めながら、関係規程の見直しを図るとともに、令和4年度に予定している民間の電子申請システム導入や国の「ぴったりサービス」と長崎市の基幹業務系システムとの連携については、セキュリティ対策が十分に確保された環境を整備し、市民や事業者など利用者の皆様の個人情報が守られ、安心して利用できる行政サービスの提供に努めていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	こども部	子育て支援課 こども健康課
------------------	----	------	------------------

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (1)安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めるとともに、子育て世代を支援するために「子育て支援センター」未設置地区への設置を進めること。

回答

長崎市では、妊娠、出産から学齢期までの時間の切れ目のない支援に取り組むとともに、 地域や商店街、職場など、どこにいても子育てを応援してもらえるような、場所の切れ目 のない支援を充実させることで「子どもをみんなで育てる子育てしやすいまち」の実現に 取り組んでいます。

まず、子育て家庭の精神的負担の軽減を図るため、こども健康課と4つの総合事務所を「長崎市子育で世代包括支援センター」として位置づけ、妊産婦や乳幼児についての相談対応や必要な支援を行っているところですが、さらに、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さない体制づくりを目指し、令和4年度より母子保健に関する相談窓口と子育で支援に関する相談窓口を統合し、新庁舎移転の際に、子どもに係る手続きや相談をワンフロアに集約することに併せて、子育でワンストップ窓口を設置するとともに、母子健康手帳交付時に、新庁舎の窓口及び4つの総合事務所において保健師等が全ての妊婦との面接を行うなど、機能強化を図ることとしています。

一方、長崎市独自の経済的負担の軽減としては、子ども福祉医療費助成の対象を中学校卒業までの入院と通院まで拡大したほか、乳幼児インフルエンザ予防接種に係る費用の助成、多子世帯における保育料の軽減の要件緩和、保育所等を利用する低所得世帯等への副食費免除の拡大、放課後児童クラブの利用料について、就学援助世帯等の減免対象や長期休暇の追加の利用料に係る減免措置を拡大するなど、さまざまな取組みを進め、経済的負担の軽減に努めてきています。

子育て支援に関しては、子育て家庭の精神的負担や経済的負担の軽減など様々な課題がありますが、市民ニーズなどの現状をしっかり把握するとともに財政状況も踏まえながら、今後も、安心して子どもを産める環境づくりと健全な子どもを育てる社会づくりの推進に努めていきたいと考えています。

また、子育で支援センターについては、「長崎市子ども・子育で支援事業計画」に基づき、市内16の区域に設置することを目標としていますが、令和3年度末で未設置となる2区域のうち、「江平・山里区域」については、令和4年度に施設が完成して開設する予定としており、残る1区域の「丸尾・西泊・福田区域」については、令和5年度の設置を目指し取り組んでいきたいと考えています。

カスプログログタイプ 担当 こども部 幼児課 カスプラブ は カスプログログ カスティー カ	政党又は団体名 市民クラブ	担当	こども部	幼児課
--	------------------	----	------	-----

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (2)保育サービスの充実と待機児童O(ゼロ)の実現並びに民間保育士の待遇改善策を 講じること。

回答

待機児童〇の実現については、入所を希望する保護者が、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で「保育施設の空き状況一覧」を閲覧できるようにしたことや、入所未決定の保護者に対し、希望施設以外で入所可能な施設の情報を提供し、入所につなげたことなどにより、令和元年度以降、年度当初における国の定義による保育所待機児童数は〇人を継続しています。

しかしながら、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っている ものの、地域によっては定員数が不足していることや、入所希望の地域・施設に偏りがあ り、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっています。

そのため、子ども・子育て支援事業計画における保育の量の見込みを基に、年度途中に 定員数が不足する区域を考慮し、施設整備等により保育の適正な量の確保に努めていま す。

さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き、延長保育事業、一時預かり 事業、病児・病後児保育事業、医療的ケア児の保育支援等を実施していきます。

次に、民間保育士の待遇改善策については、国において、保育所等職員の経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算措置を、各施設への給付金の中で行っており、経験年数等に応じて月額4万円又は月額5千円の賃金改善が実施されています。また、令和4年2月からは、保育士等の賃金について、収入を3%程度引き上げるための補助を実施します。

長崎市も、民間保育所等に対し保育士1人あたり年額3万円を市独自に補助していますが、給与水準をさらに改善するためには、根幹である国の給付費のさらなる改善が必要であることから、引き続き、全国市長会や中核市市長会を通じて国に要望していきます。

これらの取組みに加え、保育士等の事務負担の軽減を図るため、保育所等における事務のICT化を推進するとともに、令和3年11月には市内の保育士等を対象に、働きやすい職場づくりの事例等を紹介する講演会を開催したところです。さらに、<mark>認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図るため、施設職員と利用児童に対する健康診断の実施を支援します。</mark>

各施設が働きやすい環境を整えていくことで、職場環境の改善を図り、ひいては保育の 質の向上に努めていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	当	市民健康部	地域医療室
------------------	---	-------	-------

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
 - (3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。

回答

長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターにおける高度・急性期医療については、がん・心疾患・脳血管疾患の3大疾病等に対応するため、地域の医療機関との連携及び役割分担を行うとともに、地域がん診療連携拠点病院や地域脳卒中センターとして地域の中心的役割を果たしています。

また、小児・周産期医療については、地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関では受け入れが困難なハイリスク出産や32週未満の早産児等の受入れを行うとともに、小児・周産期医療を担うスタッフの育成を進めるなど、総合周産期母子医療センターである長崎大学病院とも連携しながら、市民が安心できる医療提供体制の充実を図っています。

経営面については、新型コロナウイルス感染症患者受入に係る補助金により収支は大幅に改善しており、さらに、材料費等の費用の削減及び病床稼働率の向上など安定経営に向けた取り組みを着実に実施しています。

市民に対するサービス向上については、コロナ禍においても患者のニーズに応えるため、面会禁止に伴うオンライン面会のほか、患者相談窓口を設置し患者及び家族の様々な相談を総合的に受け付けるなど、患者や市民サービスの向上に努めています。

長崎市立病院機構においては、地方独立行政法人の自主性・自律性を活かし、理事会を中心に様々な経営改善策の取組みを実施していますので、長崎市としても、引き続き病院機構との連携を密にしながら、市民に対して質の高い医療を安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを求めていきます。

政党又は団体名	担当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課
市民クラブ	•—		地域包括ケアシステム推進室

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (4)介護支援(地域支援事業)や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。

回答

高齢者ができるだけ要介護状態等に移行することを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるように、地域支援事業を推進することが重要であり、長崎市では高齢者の自立支援・重度化防止に向けて様々な事業を展開し必要な支援を行っています。

特に、介護予防の強化としては、要支援者及び事業対象者を対象に、訪問型サービスや 通所型サービス、配食サービス等の多様なサービスを行っており、自立支援に向けて高齢 者おひとりお一人の状態に応じたサービスを提案し利用していただいています。

併せて、全ての高齢者を対象に、高齢者自らが介護予防や生きがいづくり・地域づくりに取り組むことができるような介護予防教室や、住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援、介護予防ボランティア養成等に取り組んでいます。

また、医療や介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、 医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包 括ケアシステム」の推進に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、取組みを進めていま す。

なお、令和3年度からは、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として「生活支援コーディネータ―」を4名配置し、高齢者の介護予防と在宅生活の支援に取り組んでいます。

さらに、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスが通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、平成30年10月から長崎市への届出を義務付けています。そのケアプランについては、長崎市生活援助中心型ケアプラン検証会議の開催により検証することとし、ケアプランの内容の是正・適正化を促し、利用者にとってより良い介護サービスの提供に努めているところです。

そのほか、介護支援専門員等の資格を有する職員がケアプランを検証し、介護支援専門員等への指導・助言を行うケアプラン点検など、介護給付等費用適正化事業を実施しており、利用者の自立支援につながる介護サービスの提供を図っています。

持続可能な介護保険制度を実現するために、国や県の動向を注視しながら、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるために、引き続き、自立支援型の地域ケア個別会議を積極的に開催し、介護支援専門員や介護保険サービス事業所等サービス提供に携わる関係者の提供するサービスの質の向上と給付の適正化を図り、利用者の自立支援につながるサービスの提供に努めていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	福祉部	福祉総務課 高齢者すこやか支援課
111111111111111111111111111111111111111			

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (5)高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。

回答

長崎市の高齢化率は令和3年12月末現在で33.4%であり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には高齢者人口のピークを迎える見込みです。このような状況において、高齢者が生き生きと活躍できる環境を整備することは大変重要であると考えており、様々な取組みを行っています。

そのひとつに、身近な地域で参加できる事業として、自宅で簡単にできる運動を紹介する「すこやか運動教室」のほか、市内在住の概ね 65 歳以上で構成される団体を対象に、スポーツインストラクターやレクリエーション指導員、歯科衛生士を派遣し、心身の健康づくりの方法を伝授するサービスを提供する事業を行っています。

また、高齢者の皆さまがご自身の生きがいづくりと健康づくりのために通う「高齢者ふれあいサロン」をはじめ、地域で趣味活動や社会奉仕活動も併せて行われている「老人クラブ」や、高齢者の方々に就業機会を提供する「長崎市シルバー人材センター」があります。

さらに、高齢者自身がこれまでに培われた知識や経験・資格を地域の健康づくりに活かしていただくよう、「高齢者ふれあいサロンサポーター」や「介護施設ボランティア」、地域包括支援センターとともに、地域住民に認知症のことを正しく理解してもらう普及活動や認知症カフェの運営支援等を行う「認知症サポートリーダー」などの養成講座を行っており、修了者は地域活動の担い手として活躍されています。併せて、地域や社会で活躍する高齢者を増やすことを目的に、長崎市の健康・介護予防情報及び実際に活動している人達を紹介するガイドブックを作成し、周知啓発を行っているところです。

また、高齢者の積極的な社会参加を促進するための交通費助成事業をはじめ、活動団体に対する助成、さらに、ボランティア活動を奨励する「地域支援ボランティアポイント制度」を導入するなどの支援を行っています。

令和3年度は、コロナの影響により活動の自粛を余儀なくされる状況が生じましたが、 引き続き、高齢者が生き生きと活躍できる環境の整備を進めていきます。

政党又は団体名	担当	福祉部	 高齢者すこやか支援課
市民クラブ	,	12.24	

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (6) 令和3年4月から実施された高齢者交通費助成(70歳以上)のICカード化については、利用者が使いやすいシステムに改善し、各地域センター及び各地区事務所にポイント還元機を設置すること。

回答

高齢者交通費助成事業については、満 70 歳以上の高齢者を対象に、公共交通機関を利用して外出し、社会活動へ参加するきっかけをつくることで介護予防につなげることを目的として、5,000 円程度の交通費助成を行っています。

令和3年4月から、バス・電車の車内における差額運賃の両替時の危険性や小銭の用意をする不便さを改善するため、紙の利用券を廃止し、ICカードで利用していただき、その実績によってポイントで助成する方法に変更しました。

ポイント交換機については、市民の皆さまからも近くにポイント交換場所がなく、電子マネーに交換できないといったポイント交換に関することについてご意見をいただいています。

交通事業者の営業所などにはポイント交換機が設置されていますが、特に合併地区や周辺部などにおいては地区内にないため、ポイント交換がより身近にできるよう、令和3年度から順次、地域センター19か所にポイント交換機を設置することとしています。

高齢者が積極的に外出するきっかけをつくり、社会活動への参加を促進することを目的としている高齢者交通費助成事業が、よりよいものとなるよう、今後ともご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いします。

		企画財政部	地域コミュニティ推進室
政党又は団体名	担当	市民生活部	自治振興課
市民クラブ	1보 크	中央総合事務所	総務課
			中央地域センター

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (7) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。

回答

地域コミュニティ連絡協議会においては、自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組んでいただいています。令和3年12月20日時点で、協議会設立済みの地区が21地区、協議会の設立に向けた準備委員会設立済みの地区が19地区となっており、皆様方のご理解とご協力により、少しずつ地域におけるまちづくりが広がりをみせています。

協議会の設立については、自治会をはじめとする地域の各種団体の皆様に協議会設立の 意義について理解を深めていただき、地域の実情に合わせた設立支援をしていくことが重 要だと考えています。

そのため、未設立地区における説明会や勉強会において協議会設立地区の方との意見交換の場を設定したり、協議会設立地区の取組み紹介や外部講師による講演などを行う「わがまちみらい情報交換会」を開催したりするなど、設立に向けて理解を深めていただくような工夫を行い、さらなる機運醸成を図っていきたいと考えています。

また、設立の検討に至っていない地区に対しては、十分な説明を行い、意見をお聴きしながら地区の現状や課題を把握し、今後の支援の方向性などを取りまとめた「支援計画」に基づき、地域の実情に合わせて協議会設立支援を行っていきます。

さらに、団体間で集まる機会が少ない地域などにおいて、多世代間の住民参加を促し、 地域コミュニティの活性化につなげるため、まちづくり支援担当職員が地域に入り、住民 同士のつながりづくりを行う話し合いの場の提供や、新たな取組みへの支援を継続して行っていきます。

また、令和2年度から開始した、気軽な交流のきっかけづくり「ながさき井戸端パーティー」の取り組みを継続します。専用のホームページから、市内で行われる様々な交流の場の情報発信を行うとともに、各種団体等と協働し、誰もが参加し交流を楽しめる場の提供や、地域活動の紹介などを行うことによって、地域活動への参画意識の醸成を図っていきます。

次に、自治会については、それぞれの地域におけるまちづくりの基盤となっており、加入率の低下は、住民同士のつながりの希薄化や地域活動の停滞につながるなど、大きな課題の1つであると認識しています。

その加入率の低下に歯止めをかけるためには、自治会が住みやすいまちづくりに向けて

日々行っているごみステーションの管理や子どもの見守り等の意義のある活動をより-層広く周知するなど、自治会の必要性を認識していただくことが重要だと考えています。 そのため、「広報ながさき」やホームページ、ユーチューブなどの広報媒体を活用して、 自治会活動の周知を今後も継続的に行っていくとともに、自治会広報掲示板設置補助制度 の拡充やSNS活用研修の実施など自治会活動の情報発信強化につながるよう支援を進 めていきます。また、各自治会や関係団体と連携した加入促進に向けたポスター、チラシ、 グッズ等の配布や、県、各種企業、団体等に対する自治会活動への協力依頼に引き続き取 り組みます。加えて、ホームページからの加入手続きなど未加入者が加入しやすい環境づ くりや、新築の分譲マンションをはじめとした自治会未組織箇所に対し、既存自治会への 加入や新規自治会設立の働きかけ、その後のフォローアップの実施などの取組みを引き続 き推進し、加入促進を図っていきたいと考えています。さらに、若い世代や子育て世代な どそれぞれの世代に応じた加入促進につながるような働きかけも検討しながら、自治会加 入を推進する取組みを進めていきたいと考えています。 今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。

政党又は団体	担当	福祉部	障害福祉課	

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (8)障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。 併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。

回答

長崎市では、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする、新たな「長崎市第 6期障害福祉計画・長崎市第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供 基盤の整備を進めています。

また、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等の相談を受け、必要に応じて障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、市内5箇所に相談支援事業所を設置しています。

さらに、指定相談支援事業所や関係機関等に対する指導・助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応、人材育成の支援等を行う相談支援の中核的役割を行う基幹相談支援センターについて令和4年度の設置に向けて、自立支援協議会を中心に検討を進めています。

障害者に対する差別解消については、「第4期障害者基本計画」(令和元年度~令和5年度)において「障害を理由とする差別の解消の推進」を方針として掲げており、平成29年に策定した障害を理由とする差別の解消の推進に関する「長崎市職員等対応要領」の周知徹底や障害者に対する理解を深めるため、アート作品展の実施、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。併せて、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮した上で、長崎市の特性や実情を踏まえて、独自に条例として規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理していきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	市民生活部	スポーツ振興課 文化振興課

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (9)スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクレーションの振興を図ること。

回答

長崎市では、「長崎市スポーツ推進計画」に基づき、市民の健康増進とスポーツ人口の 底辺拡大を図るため、市民体育・レクリエーション祭などの各種スポーツ大会を開催する とともに、地域や学校においても、ニュースポーツ教室を実施するなど、スポーツ・レク リエーションの普及・振興に取り組んでいます。

各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、学生や社会人の全国大会等の開催をはじめ、令和元年度にラグビーワールドカップ 2019 日本大会開催に伴うスコットランド代表チームのキャンプ受入れを行い、東京 2020 オリンピック関連では、ポルトガル、ラオス及びベトナムのトレーニングキャンプを、大会直前の事前キャンプにはポルトガル競泳チームを受け入れ、「みる・ささえる」スポーツの振興を図ることができたと考えています。

大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内 各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られることから、今後 とも各競技団体及び長崎県スポーツコミッションと連携した取り組みを実施していきま す。

また、競技力向上対策については、長崎国体に向けて取り組んできたジュニア選手育成の成果と各競技団体における強化事業のノウハウを活かし、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等の全国大会レベルにおいて上位入賞ができるよう、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う選手の強化事業である「競技力向上対策事業」の経費の一部を補助するなど、主にジュニア層の競技力向上に引き続き取り組んでいきます。

次に、文化・芸術活動の振興については、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、 学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演 劇アウトリーチ」の開催のほか、令和3年3月に芸術文化専用ホームページ「ながさき文 化のひろば」を開設し、芸術文化に関する情報発信の強化を図るなど、市民が身近に文化・ 芸術に触れる機会の創出に努めています。

また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民文化団体の発表の場を 創出する市民美術展や市民演劇祭などを開催するほか、市民文化団体が行う文化事業への 助成等を行っているところです。 さらに、令和4年度においては、これまで実施してきた各種スポーツイベントに加えて、 小学生以下の子どもを対象としたスポーツ体験教室を新たに開催するほか、「プロスポー ツ応援事業」において、V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのホームゲームへの招待者 数の拡大や、3年ぶりに長崎で開催されるプロ野球公式戦への小中学生とその保護者の招 待を実施し、子どもたちがスポーツに関心を持ち、スポーツを始めるきっかけづくりにつ ながる取組みを実施します。

次に、文化・芸術活動の振興については、「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、 学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演 劇アウトリーチ」の開催のほか、令和3年3月に芸術文化専用ホームページ「ながさき文 化のひろば」を開設し、芸術文化に関する情報発信の強化を図るなど、市民が身近に文化・ 芸術に触れる機会の創出に努めています。

また、市民が自主的に文化・芸術活動を活発に行えるよう、市民文化団体の発表の場を 創出する市民美術展や市民演劇祭などを開催するほか、市民文化団体が行う文化事業への 助成等を行っているところであり、令和4年度は、市民演劇祭が70回を迎えることから、 市内の演劇団体等が集結してオリジナルミュージカルを創作し、上演します。

さらに、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントが自粛される中、芸術文化の灯を絶やさないため、「新しい生活様式」に沿ったコンサートや演劇公演、伝統文化やダンス、演劇の体験教室等を開催し、市民文化団体や市民演奏家等の活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会をつくり、心豊かな生活を取り戻すきっかけをつくる「長崎文化時間の創出事業」を実施しています。

令和4年度は、自主的な芸術文化活動が再開できるよう、令和2年度にふるさと納税『新型コロナウイルス感染症の影響からの再開支援~長崎芸術文化応援プロジェクト!~』に寄せられた寄附金を積み立てた文化国際交流基金を活用し、公演等を中止・延期した市民文化団体や市内事業者等の芸術文化活動再開への助成制度を創設します。

今後とも、芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、引き続き取組みを進めていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	教育委員会	適正配置推進室
------------------	----	-------	---------

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (10) 教育行政について
 - ①小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。

回答

長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、平成29年2月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地区ごとの具体的な実施計画(案)を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいます。

進捗状況としては、平成30年4月に尾戸小学校を長浦小学校へ、令和2年4月に式見中学校を小江原中学校へ、川平小学校を西浦上小学校へ、令和3年4月には江平中学校を山里中学校へ統合したところであり、さらに、令和4年4月に南中学校を茂木中学校へ統合することとしています。

学校は、教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという想いがあることも十分に理解させていただいています。

学校統廃合については、様々な意見があり、教育委員会が開催する意見交換会において 合意形成を図ったものや、地域主導で統廃合について意見集約が図られたものなど、合意 に至る過程はそれぞれの地域の実情に応じた形があるものと考えています。

今後も、学校に関係する各団体の皆様のご意見を伺いながら、各地区の実情に配慮し丁 寧な説明のもと、十分な協議を行い、理解が得られるよう努めていきます。

政党又は団体名	担当	教育委員会	施設課
市民クラブ	15 3		, 他 武 元 未

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (10) 教育行政について
 - ②教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。

回答

小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険個所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。

特に、子どもたちの安全安心に直結するような外壁落下防止、工作物や器具等の保全のほか、建物躯体に影響を及ぼす恐れがある雨漏り防止等について、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めているところです。

令和2年度には、「長崎市学校施設長寿命化計画」を策定し、各学校の建物躯体の状況 に応じて、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することとしています。

また、近年、全国的に風水害や台風等による災害が発生している状況の中で、長崎市の 学校施設においても防災機能強化の推進が喫緊の課題となっており、計画的な施設整備を 進めていくことが必要であると認識しています。

これらのことから、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図るとともに、国庫補助事業の更なる拡充を求め国への要望活動を継続的に行う等、予算の確保に努めていきます。

なお、令和4年度は、小中学校の改築事業として、琴海中学校の基本実施設計に着手するほか、改修事業として、山里小学校ほか 10 校の外壁及び屋上防水改修等を実施することとしています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	教育委員会	学校教育課 教育研究所
11.2000			3× 13 61 7 61 7

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (10) 教育行政について
 - ③特別支援教育支援員、スクールサポーター、ICT教育支援等の拡充を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。

回答

特別支援教育支援員については、主に特別支援学級在籍の児童生徒の支援を行うものですが、学校生活における移動や、医療等専門的な支援が必要な場合など、担任一人では対象児童生徒の支援が困難と考えられる場合に配置しています。

支援員の配置については、毎年、学校から報告があった児童生徒について、提出された 資料をもとに配置が必要かどうかを検討し、令和3年度は、令和2年度から5名増員し、 125名を配置しています。

令和4年度においても、障害や特性に応じた支援が必要な児童生徒は増える見込みであるため、特別支援教育に関する研修の充実とともに、支援員も増員します。

学校サポーターについては、平成 23 年度より全ての小学校を対象に配置し、学習プリント等の印刷や採点業務の補助、学習支援などを行っています。さらに、令和 2 年度からは、新たに 10 学級以上の中学校にも配置しており、新型コロナウイルス感染症対策としての消毒業務も行っており、教職員の業務軽減につながっています。令和 3 年度の配置数は、小学校 61 校、中学校 18 校に配置しています。

ICT教育支援については、令和2年度に4名であったICT支援員を令和3年度は8名に増員し、小学校では月3回、中学校では月2回すべての学校を定期訪問によって支援しています。また、定期訪問以外にリクエスト枠を設け、可能な限り学校の要望に対応しているところです。

さらに、パソコン等の自動アンケート機能や小テスト等の自動採点機能など、業務を効率的に行うために導入したツールを積極的に活用するなどの取組みを進め、業務量の縮減につなげているところです。令和4年度は、きめ細やかな研修会の実施やICT支援員の増員を行うなどサポート体制を強化するとともに、教員にも1人に1台のパソコンを配備することによりICT教育の環境整備を図ります。

これらの取り組みを通して、月 80 時間超過勤務教職員数は、令和元年度、小中学校で年間延べ 633 人でしたが、令和 2 年度は、284 人に減少しており、令和 3 年度も減少傾向です。

「統合型校務支援システム」の活用や、「週1回の定時退校日」、「週2回の部活動休養日」、「家庭の日(第3日曜日)」の実施も定着してきており、引き続き、教職員の勤務時間の縮減のために、業務の縮減・適正化に努めていきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	 教育委員会	学校教育課
市民クラブ	15 3	,	一一大汉 自林

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
- (10) 教育行政について
 - ④小学校だけでなく中学校についても35人学級を実現すること。

回答

中学校においては、令和3年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、「主体的・対話 的で深い学び」の実現を目指し、各教科の学習計画や学習指導法等の改善を図りながら、 確かな学力の向上に取り組んでいます。

その中で、個に応じた指導は学力保障につながるものであり、教師が生徒一人一人に対して目が届きやすく、指導・支援しやすい環境をつくることは大切であると考え、これまでも国に対し要望を行ってきました。

現在、1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めることとなっており、長崎県においては、小学1年生は30人、小学2年生と6年生、中学1年生が35人、その他の学年は40人となっており、長崎市においても当該基準に基づく人数としています。

このような中、令和3年度、国の基準が改正され、令和7年度までに段階的に、小学2年生から6年生までを35人に引き下げることになりました。

中学校については、国の教育再生実行会議において、35 人学級についての議論がなされ、6月に政府の「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の中に、公立中学校の少人数学級化の検討が盛り込まれました。

長崎市としても、今後の国の動向を注視し、引き続き要望していきます。

なお、長崎市の令和3年度、1学級あたりの平均人数は小学校が25.7人、中学校が30.3 人となっています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	教育委員会	総務課 学校給食センター整備室
------------------	----	-------	--------------------

事 項

- 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり
 - (10) 教育行政について
 - ⑤安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限を もった職員を配置すること。また、市職員の配置を手厚くすること。

回答

長崎市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしています。

1か所目となる北部学校給食センターについては、令和4年1月12日に供用開始し、 PFI事業者ともしっかりと連携を図りながら、安全でおいしい給食の提供に努めている ところです。

長崎市の組織体制については、検討にあたり、まずは業務内容について精査を行い、業務量や困難性、専門性を踏まえながら、配置する職員数や補職者、専門的な資格等を有する職員を配置することとしています。

北部学校給食センターについては、これらの観点から現場に係長級の所長、会計年度任 用職員、栄養教諭・学校栄養職員を配置するとともに、加えて、学校給食を自校方式から センター方式に切り替えていくにあたり更なる体制強化を図る必要があるとの判断から、 学校給食業務を所管する健康教育課に課長補佐を配置したところです。

しかしながら、今後3か所の学校給食センターを建設する方針としている中、学校給食に関しては大きな変革期を迎えていることから、安全安心な学校給食を提供するために、 将来に向けた組織体制については引き続き検討を進めます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	環境部	環境政策課

事 項

- 3. 環境と共生するまちづくり
- (1) SDGsの実現に向けた施策の推進
 - ①地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。

回答

地球温暖化の一因となっている温室効果ガスの増加により、豪雨災害等の頻発化・激甚化や、生態系への悪影響など将来世代にわたる影響が強く懸念されており世界共通の課題となっています。この課題解決のための共通目標が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」であり、長崎市においても、令和3年3月17日に「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言し、2050 年の脱炭素なまちづくりを目指すこととしています。

現在の「長崎市地球温暖化対策実行計画」においては、長期目標として、2050 年における市域の温室効果ガス排出量を2007 年度比80%削減とし、中期目標としては2030 年における同排出量を同様に43%削減とすることを掲げ、これまでも様々な取組みを行ってきたところです。同計画については令和3年度中の改訂を予定しており、2050 年の長期目標については温室効果ガス排出量80%削減に加えて、二酸化炭素の森林吸収量や利活用等により20%の吸収を推進することで、排出量実質ゼロを実現することとしています。

このような中、2050年の脱炭素社会の実現に向けては、特に2030年までの取組みが大きな分岐点とされており、長崎市においても「ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み」として、令和4年度予算編成では、重点的に取り組むべき4つの柱の一つとして全庁一丸となって計画的かつ戦略的な取組みを進めることとしています。令和4年度は、電気自動車推進のため、公用車のラッピングや更なる電気自動車の導入、長崎ものざき恐竜パークと道の駅夕陽が丘そとめへの急速充電器の整備、公共施設のLED化、及び、エネルギー版産学官民スタートアップ事業を実施し、市内事業者や環境団体等が連携して行う「環境と経済の好循環」につながる新たな脱炭素化事業を創出し、新たな雇用と地域の活性化の実現を目指していくこととしています。また、環境問題に積極的に取り組む市内中小企業者の、事業継続や拡大に要する資金調達の円滑化を図る「エコ資金融資」において、環境に配慮した建築物整備に資する融資額の上限を拡大し、ゼロカーボンシティの実現と促進を図ります。

また、市民や事業者の環境行動の推進役であるサステナプラザながさき(長崎市地球温暖化防止活動推進センター)と緊密な連携のもと、具体的な環境行動や活動をしている市民や事業者がさらに増えるよう、次世代のステークホルダーである若者と一緒に取り組んでいくこととしています。

長崎市も、SDGsの実現に必要となる環境・社会・経済の3つの側面を統合的に発展させ、好循環を生み出し持続可能な脱炭素なまちづくりに向け、積極的な取組みを推進することにより、地球温暖化対策を加速させていきます。

政党又は団体名	担 当	環境部	環境政策課
市民クラブ	1보 크	商工部	商工振興課

事 項

- 3. 環境と共生するまちづくり
- (1) SDGsの実現に向けた施策の推進
 - ②再生可能エネルギーの普及促進を図ること。

回答

長崎市内で消費されるエネルギー消費量は、市民・事業者の節電対策や省エネ機器の普及等により減少傾向にあり、温室効果ガス排出量についても、再生可能エネルギーの普及等による電力由来のCO2排出係数の改善がみられ、減少傾向へ転じています。

再生可能エネルギーの普及については、これまで、市民や事業者、行政が連携して取り組む「ながさきソーラーネットプロジェクト」を実施することなど、再生可能エネルギーを地域で作り出す取組みを実施しています。

また、地域で生み出された再生可能エネルギーを地域で活用する、エネルギーの地産地消を推進し、CO2削減を図るとともに新たな脱炭素化事業を創出することを目的として、令和2年2月に「㈱ながさきサステナエナジー」を設立し、同年12月から市有施設への電力供給を開始し、令和3年12月時点で160施設に電力供給をしており、再生可能エネルギーの地産地消に取組んでいます。

このような中、長崎市においても、地球温暖化対策をさらに加速していくため、令和4年度は再生可能エネルギーの活用や市民、事業者の環境行動を促進するとともに、市域における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、目標値を設定し、再生可能エネルギー導入を推進していきたいと考えています。

併せて、令和4年度に市保有の公共施設を対象とした太陽光発電設備設置に関する導入ポテンシャル調査を実施する予定としています。本調査を実施し、より具体的な導入計画を描き、推進していくことで、公共施設における再生可能エネルギーの更なる導入促進を図っていきたいと考えています。

また、特に、海洋再生可能エネルギー分野については、長崎市の基幹産業である造船業で培ってきた技術を転用できる分野であり、新たな成長産業として期待される産業であることから、海洋再生可能エネルギー関連の産業集積に向け、市内企業の参入の取組みについて引き続き支援したいと考えており、その中でも、長崎県海域において、五島市沖や西海市江島沖などで大規模な洋上風力発電事業の計画が進みつつあり、令和2年度には、長崎大学文教キャンパス内に洋上風力発電の専門人材育成機関である「長崎海洋アカデミー」が開講されるなど、本格的な普及に向けた取組みが進められています。

このような中、長崎市では、市内中小事業者の経営の多角化を図るため、海洋再生可能 エネルギー分野など新事業進出の取組みを支援しており、令和4年度かけて、チャレンジ 企業応援事業費において、その取組みに必要となる機械設備や研究開発、人材育成等に要 する経費の一部を補助することとしています。

		理財部	契約検査課
政党又は団体名 市民クラブ 担当	+日 水	環境部	検査指導室
	ᄩ		環境政策課
			廃棄物対策課

事 項

- 3. 環境と共生するまちづくり
- (1) SDGsの実現に向けた施策の推進
 - ③市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。

回答

循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要である と認識しています。

まず、建設工事におけるリサイクルについては「建設副産物処理要領(長崎市)」に基づき、契約図書である現場説明書に、契約の条件として再生アスファルトや再生砕石などの再生資材の利用を明示しています。

また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、同要領に基づき、 再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示して、契約の条件とすると ともに、受注者に求めている提出書類である工事着工前の建設副産物のリサイクル計画 と、工事完成後に提出される報告書により、適正な実施の確認を行っています。

なお、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しています。

次に、物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。また、事業所に対しても、事業活動において、さらに環境に配慮した経営を実践してもらうべく、時津町や、長与町とも連携して環境マネジメントシステム(EA21)の普及に向けた取組みも推進しているところです。

併せて、ごみの減量化のみならず、資源物の再商品化にも繋がるリサイクルの取組みとして、ペットボトルやガラスびん、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡すとともに、古紙をはじめとしたリサイクルが可能な一般廃棄物の処理を市内事業者に委託するなど、様々な施策を実施しているところです。

今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した取組みに努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。

		こども部	子育て支援課
政党又は団体名 市民クラブ 担	+0 1/4	水産農林部	農林振興課
	担当	中央総合事務所	地域整備1・2課
		東・南・北総合事務所	地域整備課

事 項

- 3. 環境と共生するまちづくり
- (2) 自然体験型公園、都市公園等の健康遊具等の充実を図ること。

回答

都市公園等の健康遊具等の充実については、市内の公園は総合公園から街区公園まで約500箇所ありますが、このうち約440箇所の「主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園」については、人口減少や少子高齢化により建設当時に想定していた公園利用者から状況が変わってきているところがあります。

健康遊具等は、公園の再整備や遊具施設の更新に際して地域と十分に協議しながら、必要な健康遊具の整備を行っていきたいと考えています。

また、あぐりの丘については、「ふれあい動物広場」周辺に設置している複合遊具や健康遊具等に加え、全天候型子ども遊戯施設には、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育む、直径 14 メートルのネット遊具やボルダリング、ユニバーサルデザインのドーム型の大型トランポリン、木のボールプールなど、子どもの年齢に応じた遊具を整備し、障害の有無等に関わらず、子どもが伸び伸びと安心して遊べる場を提供していくこととしています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	商工部	産業雇用政策課 商工振興課
------------------	----	-----	------------------

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (1) 地場企業の育成と商店街の振興
 - ①中小企業経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進を図ること。

回答

まず、経営安定支援策については、「長崎市中小企業融資制度」において、金融機関への預託及び長崎県信用保証協会との連携により、中小事業者の事業資金に係る円滑な調達を図り、併せて、借入の際に生じる信用保証料の一部又は全部を市が補給することにより、中小事業者の経費負担の軽減を図っています。

コロナ禍にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内中小事業者の 資金繰りに対応するため、市区町村長が認定権者である経営安定関連保証(セーフティネット保証)及び危機関連保証の認定事務の迅速な処理を行うほか、長崎市の制度融資である「長崎市中小企業災害復旧等支援資金」により、業績の悪化によるセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた中小事業者に対し、信用保証協会への保証料を市が全額補給し、低利での融資を受けられることとしました。

また、本制度に加え、商工部内に金融の専門相談員を配置し、きめ細やかな対応により 融資制度の利用促進を図り、中小事業者の経営の健全化及び事業の安定化に努めていま す。

そのほか、商店街等の振興策として、魅力向上やにぎわい創出のためのハード事業及びソフト事業への支援を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として、令和2年度に実施した「商店街等にぎわい復活支援事業費補助金」を、令和3年度は補助限度額及び補助対象者を拡大し、17団体に対してプレミアム商品券発行等のソフト事業への支援を行っており、令和4年度にかけて、補助限度額をさらに拡大して実施することとしています。

あわせて、現在、市内中小事業者は、ウィズコロナ・ポストコロナ社会など取り巻く事業環境の変化に対応していくことが求められていることから、令和4年度にかけて、チャレンジ企業応援事業費において、市内中小事業者の新製品・新サービス開発をはじめ、事業拡大、D×推進による生産性向上、新事業展開などの新たな取組みを促進することとしており、その取組みに資する機械設備の導入や研究開発、人材育成等などの経費の一部を補助することとしています。

これらの中小事業者に対する支援策については、市のホームページ等において周知する ほか、経済関係団体との会合など、あらゆる場での情報共有により利用を促すこととして おり、今後とも中小企業や商店街のニーズを把握しながら支援策の充実を図り、関係機関 とも連携した利用促進に取り組んでいきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	商工部	商工振興課
市民クラフ			

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (1) 地場企業の育成と商店街の振興
 - ②ものづくり産業(中小企業)への行政支援と、きめ細かな経営支援を図っていくこと。

回答

長崎市の基幹産業の1つである造船・造機製造業は、従業者の規模も付加価値額も大きく、地域経済を長く支えてきました。しかしながらこの分野を取り巻く環境は大きく変化しており、今後はポストコロナ社会に適応した新たな視点(グリーン、DX、サステナブル)で次代の製造業を見据えて、市内中小事業者の業態転換や経営力・競争力の強化や人材育成、経営基盤の強化を図る必要があります。

令和3年度に策定する第5次長崎市経済成長戦略においても、このものづくり分野は、 今後も域内の経済を支える分野として、①強みを活かした造船業の維持・活性化支援、② 洋上風力発電事業など環境・エナジー分野への参入支援、③造船インフラや技術を活かし た新分野進出・多角化の支援などを重点施策として検討していくこととしています。

これまで、市内のものづくり企業の経営力・競争力の強化を図ることを目的に、長崎工業会による生産効率化に向けた「カイゼン活動」や「人材育成」などの取組みに対する支援をはじめ、「優れモノ認証制度」等による販路拡大支援、新事業分野への進出やIoTを活用した生産性向上に必要とされる事業可能性調査等に対する支援を実施してきています。また、若手技能者に対する技術・技能の伝承や中堅技能者に対する高度な技術習得のための取組みを支援しており、長崎地域造船造機技術研修センターによる新人研修については、延べ360名が参加し、技術・技能の伝承を図っています。

また現在、市内中小事業者は、ウィズコロナ・ポストコロナ社会など取り巻く事業環境の変化に対応していくことが求められていることから、令和4年度にかけて、チャレンジ企業応援事業費において、市内中小事業者の新製品・新サービス開発をはじめ、事業拡大、DX推進による生産性向上、新事業展開などの新たな取組を促進することとしており、その取組に資する機械設備の導入や研究開発、人材育成等などの経費の一部を補助することとしています。

さらに、市内中小事業者が抱える様々な課題解決を図ることを目的に、大手企業OBの中小企業コーディネーターやITコーディネーターが企業訪問等を行い、個々の企業が抱える課題の把握や相談・助言等を実施しています。

今後は、新しい成長戦略のもと、モノづくり分野の進化のための施策を検討し、長崎県や関係団体と連携しながら、市内中小事業者の競争力強化や経営力強化に向けた支援に取り組んでいきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	文化観光部	観光交流推進室
------------------	----	-------	---------

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造
 - ①登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、観光立国 ショーケース、長崎市版 D M O の取り組みについては期を逃すことのないよう、具 体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。

回答

長崎市は、平成28年1月に釧路市、金沢市とともに、2020年までに多くの外国人観光客を地方へ誘客するモデルケースを確立する「観光立国ショーケース」に選定され、平成29年3月には、観光立国ショーケースの形成を推進するための具体的な計画である「観光立国ショーケース実施計画」を策定しています。策定した計画に基づき、観光庁をはじめとした関係省庁の支援を受けながら、「日本版DMOの確立」、「観光資源の磨き上げ」、「ストレスフリーの環境整備」及び「海外への情報発信」の4つの取組みを推進してきました。

まず、1点目の「日本版DMOの確立」については、平成30年3月に(一社)長崎国際観光コンベンション協会が観光庁から日本版DMO法人として登録され、地域の舵取り役として、多様な関係者との合意形成や組織強化に取り組んできました。令和元年4月にはCMO(最高マーケティング責任者)を配置するとともに専門人材の採用を進めたことにより、令和3年4月には11人体制が整ったところです。

DMOでは、これまでインバウンドとMICE分野を中心とした取り組みを行っていましたが、新型コロナ感染症の影響もあり、令和2年度からはポストコロナを見据え、国内観光を中心に、体験コンテンツの拡充や長崎市への観光を訴求するための情報発信に取り組んできました。

また、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、世界に誇る観光地の形成を促進するため、インバウンドの誘客を含む観光地域振興に積極的に取り組む積極的なDMOであって、意欲とポテンシャルがあり、地域の観光資源の磨き上げや受入環境整備等の着地整備を最優先に取り組む法人として、「重点支援DMO(総合支援型)」に採択されました。今後、インバウンドの誘客に向けて国としての支援を強化される予定であり、積極的な活用を図っていきます。

2点目の「観光資源の磨き上げ」については、2つの世界遺産である「明治日本の産業革命遺産」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の保存・活用や、夜間景観のさらなる魅力向上などに力を注いできました。

また、DMOを中心に、既存コンテンツの磨き上げのみならず、コロナ禍での安全・安心対策を織り込みつつ、郊外の自然環境を活用したアウトドアの体験型コンテンツの造成も積極的に進めてきました。

3点目の「ストレスフリーの環境整備」については、主要観光施設及び路面電車の電停における公衆無線LANの整備・運営を行っており、民間が運営するアプリを活用し、無線LANの利用開始一元化の取組みを行いました。また、開発が進む長崎駅周辺にも公衆無線LANのアクセスポイント設置することとしております。今後もこれらの取組みに加え、観光施設の説明版やパンフレット及び飲食店メニューの多言語化やキャッシュレス化の推進等、民間企業とも連携しながら外国人観光客が一人でも周遊・滞在を楽しむための環境整備、地域消費の拡大につながる取組みを推進していきます。

また、DMOにおいては、西九州新幹線の開業に向けて、総合観光案内所など、ワンストップ機能の強化に取り組んでいくこととしています。訪問客のニーズに即して、着地型の商品販売や周遊・滞在を促す提案を行うことで、訪問客の満足度向上と地域消費の拡大をめざしていきます。

最後に、4点目の「海外への情報発信」については、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日旅行再開に向け、特に早期の回復が見込まれそうな国・地域を対象として、長崎県観光連盟等と連携し、魅力的な体験型コンテンツや過ごし方をWEBやSNSで継続的な情報発信を行うこととしています。

令和4年度には、引き続きポストコロナに向け、DMOにおけるデジタルマーケティングに取り組みながら、国内外の観光やMICEといった、多様な目的の訪問客を呼び込む活動を進めていきます。さらに、令和3年11月に開業した「出島メッセ長崎」をはじめとしたMICE開催による効果をまち全体に波及させる「まちMICE」の取組みについては、ユニークベニューの活用及び体験プログラムをMICE主催者に具体的に提案することで、滞在時間と消費拡大につなげていきます。

観光立国ショーケースは令和2年度で終了しておりますが、引き続き、国の支援制度等をしっかり活用しながら、DMOの組織強化と機能向上を図り、交流人口の拡大による地域活性化の取組みに努めていきます。

政党又は団体名			世界遺産室
	担当	文化観光部	観光政策課
市民クラブ			観光交流推進室

事項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進
 - ①「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。

回答

長崎市には、平成27年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の8資産と、 平成30年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の3資産 をあわせて11の構成資産があります。

世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島炭坑については、 平成29年12月に策定した「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、優先順位を付けた計 画的な保存整備を実施しており、令和3年度から4年度にかけて、最も優先順位の高い護 岸遺構の現況調査及び補強工事に向けた設計を行う予定です。

財源については、国の史跡に指定されている「端島炭坑」、「小菅修船場跡」や重要文化的景観に選定されている、「外海の出津集落」「外海の大野集落」等は、国・県の補助事業を活用することとしています。構成資産の整備にあたっては、引き続き、国・県に対し、財政面及び技術面での支援を強く求めていくとともに、多額の経費が必要と考えられる端島炭坑の整備に関しては、国の社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を活用するほか、端島見学施設使用料及びふるさと納税等を原資とする「端島(軍艦島)整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の安定的な財源を確保していきます。

また、端島見学施設の災害復旧対策については、過去の台風による施設損壊等の経験を踏まえ、令和2年度から、台風の接近による波浪で見学施設の損壊が想定される場合には転落防止柵等を一時的に撤去し、台風通過後に再設置することにより、施設の損壊を未然に防ぐ取組みを行っています。また、桟橋等が損壊した場合でも各船舶に防舷物を装備しての接岸等を行うことで復旧までの期間を大幅に短縮できたことから、今後も部材の材質等も含め研究を行い、災害に強い施設づくりに努めていきたいと考えています。

周辺環境の整備としては、これまで外海地区や高島地区等において案内板・説明板・世界遺産登録記念銘板の設置及び遊歩道や駐車場の整備等を行っています。 令和4年度には、ウィズコロナ下における団体客の来訪を見据え、グラバー園内の高台にある旧三菱第2ドックハウスを「明治日本の産業革命遺産」のガイダンス施設としてリニューアルするための設計を行うほか、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産内にある出津教会堂周辺に来訪者用トイレを新たに設置することとしています。観光客の増加に

よる住民の生活環境への影響が出ないよう、今後とも地元住民の意見もお聴きしながら引
き続き周辺環境を整備していきます。
また、4カ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置
するなど来訪者への情報提供を行うとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた3
施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線LAN環境を整え
ています。
長崎市を訪問する来訪者の満足度を高め、持続的な地域活性化につながるよう、今後と
も世界遺産の構成資産及び周辺環境の適切な保全・活用事業をすすめていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	商工部	産業雇用政策課
		企画財政部	移住支援室
		建築部	住宅課

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持
 - ①将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、 U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。

回答

人口減少対策は長崎市として最優先で取り組むべき課題であり、特に若年者の定住を促進することは喫緊の課題であると認識しています。

そのような中、地元企業が学生をはじめとする若年者に十分認知されていない現状を改善し、若年層の地元就職及び定着を促すため、地元企業情報の発信や企業の採用活動支援を中心とした若年者雇用促進策を実施しています。

具体的には、近年、就職活動におけるSNS利用率が上昇するなど、オンラインが主流となっていることから、Twitterや Instagram を活用した企業情報等の発信や企業紹介動画の制作(制作後 YouTube 投稿)、企業紹介サイトの制作などを行っています。企業に対しては、採用活動におけるSNS活用や企業PR動画の制作など、オンラインを含む採用活動に要する経費の一部を支援するとともに、コロナ禍により若年層の地方回帰の機運が高まっていることを踏まえ、地元企業の受入態勢整備に資するため、在宅勤務やリモートワークなど、若者が望む時間や場所に縛られない働き方の導入を促進する取組みを実施しています。

また、雇用機会の拡大に資する企業誘致は、若年層の流出に歯止めをかけるための即効性かつ効果的な施策であると認識しており、平成25年度から令和2年度までに30社を誘致し、現時点で約2,400人の雇用を創出しています。

企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例の雇用奨励金の 交付要件において、正規雇用者数を重視した補助としています。

今後とも、更なる雇用の創出に向けて、県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、長崎独自の誘致後の採用活動支援を手厚く行うことで、既に立地した企業に対しての正規雇用の拡大を要請していきます。

次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、移住に関する総合相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を中心に、県外に在住する長崎市へのU・I・Jターンを希望する方からの「仕事」「住まい」などの相談に対応することに加え、移住に関する情報発信や移住者に対する補助金制度を行うなどきめ細やかな支援に取り組んでいます。また、長崎県と県下市町で協働運営している「ながさき移住サポートセンター」とも連携することで長崎県全体としても移住の促進に取り組んでいるところです。移住者の状況としては、令和2年度は年間344人の方に移住いただき、令和3年度については、12月末現

在で 283 人と前年度の同時期と比べて増加しています。令和元年度から移住者数の目標を年間 200 人、5年間で 1,000 人と定めて取組みを行ってきたところですが、近年の移住者の増加及び新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地方移住の関心の高まりを捉え、令和4年度から年間の目標を 350 人に上方修正し、移住者に対する補助金の支給対象世帯数の拡大や子育て世帯に対する加算の実施、また、福岡市発着のグリーンツーリズムの体験ツアーとの連携によるツアー参加者と移住者との交流会の開催など新たな取組みを進めていきます。

また、特に若い世代を意識した中で、「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を目指しており、若い世代が自分のライフスタイルに合わせて住まいを選択できるようにするために、「住みよかプロジェクト」に取り組んでいます。

令和2年度には、大学と連携した市営住宅の空き室を活用する短期的利活用の実験を行い、その成果を踏まえ、単身の新規就労者や移住者等が市営住宅に入居できるよう市営住宅条例の改正を行いました。

令和3年度は、子育て世帯向けの市営住宅の住戸改善を行っており、更に、住みよかプロジェクトを推進するにあたっては、若い世代向けの住宅提供という共通の目的で取り組んでいる企業、金融機関などの取り組みを認定する「住みよかプロジェクト協力認定制度」を創設し、現在、6つの取組みを認定しています。

子育て世帯に対しては、3世代同居・近居のための住宅取得・リフォーム費用の一部を補助する子育て住まいづくり支援費補助金を実施することにより、定住に寄与するとともに、令和4年度に完成する野母崎地区の市営住宅においては、建替え対象となった世帯に加え、地域の担い手となる若い世代の入居を募集します。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、都市部から地方への移住の関心は徐々に増加傾向にあり、その理由は「自然豊かな環境に魅力を感じたこと」が最も多い結果が出ています。長崎市は都市部での暮らしに加え、豊かな自然に囲まれた田舎での暮らしのどちらにも対応でき、さらに都市部で暮らしながら余暇に豊かな自然を楽しむという暮らしも実現できることが強みであるため、チャンスであると考えています。

また、長崎市は、出島メッセ長崎の完成、九州新幹線西九州ルートの開業と長崎駅周辺の整備及び長崎スタジアムシティ開業など、100年に一度ともいえる大きな変化を迎えており、新たな雇用機会が生まれることが期待されます。さらにはIT系の誘致企業が増え、ITの技術を持つ人の雇用機会が豊富になりました。これらのことは新たなまちの魅力となり、若年者の定着及び移住者の増加につなげるチャンスとなります。

このような現状を踏まえ、現在取り組んでいる施策を継続しつつ、長崎県などの関係機関と連携して、長崎での暮らしの魅力や仕事・企業等に関する情報発信を強化し、若年者の定住促進及びU・I・Jターンの増加につなげていきます。さらには将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大にも引き続き取り組むことで、移住の促進につなげていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	商工部	産業雇用政策課
1112777			

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (4)企業誘致で雇用確保、定住人口の維持
 - ②産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。

回 答

企業誘致については、雇用の受け皿の確保という直接効果に加え、誘致企業の事業展開による地域経済の進展にも効果があることから、長崎県や公益財団法人長崎県産業振興財団と連携しながら企業誘致に努めています。

平成 30 年度から令和 2 年度にかけて情報通信関連分野の企業 7 社が研究開発拠点の立地を決定し、また、令和 3 年度においても新たに新設 5 社、増設 1 社の立地が決定したところです。この背景には平成 28 年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が、令和 2 年度に長崎大学に情報データ科学部が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成に係る環境の整備が進んでいることが要因の一つであると考えています。こうした誘致企業と大学・地場企業などとを結びつけ、産学官が連携して新たな産業の創出を支援していくことは、企業誘致における長崎の強みになっていると考えています。

また、長崎市では、重点プロジェクトの一つとして、「新産業の種を育てるプロジェクト」に取り組んでおり、その中で、地場企業、県外企業、金融機関、大学、行政といった様々な主体が組織の垣根を超えて交流し、それぞれの研究や技術を組み合わせることで地域課題を解決していくオープンイノベーションの手法を活用した新規ビジネスの創出を図っています。

オープンイノベーションに関しては、令和2年11月の長崎サミットにおける「オープンイノベーション宣言」も追い風に、十八親和銀行をはじめ、長崎県、長崎市、市内外の企業や報道機関などが連携し、「地域課題の抽出」「地場企業等とのネットワーク構築」「プロジェクトの実証に向けた調整」などを組織横断的に支援する体制「NAIGAI CREW」が立ち上がり、まち全体で新たな産業を創出する機運が高まっています。

今後もこの「NAIGAI CREW」を中心として、新たな事業の創出を支援していきたいと考えており、令和4年度は新たに、イノベーション創出に向けたプレイヤーの増加及び地場企業とのマッチング機会の創出を目的として、域外企業と地場企業のコミュニティ創出に資する取組を行うサテライトオフィス等運営事業者を支援するとともに、県外企業のサテライトオフィス進出を促すため、市内サテライトオフィス等における試行的なリモートワークの実施や、サテライトオフィス進出に対する支援を行うこととしています。

さらに、今後も多様化する行政ニーズに対応し、まちの活力を維持していくため、「行政のオープンイノベーション」に取り組み、令和4年度は、行政課題を掘り起こして「見える化」し、従来の手法にとどまらない官民共創による解決策の検討につなげたいと考えています。

政党又は団体名	担当	商工部	産業雇用政策課
市民クラブ		中央総合事務所	生活福祉2課
11.12.7 7 7			

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係 法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環 境の確立と格差是正に努めること。

回答

非正規雇用者については、平成6年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、平成28年経済センサス活動調査によると、長崎市においては、雇用者166,753人のうち約4割の65.746人が非正規雇用者となっています。

こうしたなか、平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年4月から順次施行されています。

なかでも、非正規雇用者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、同一企業内において、正規雇用者と非正規雇用者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。また、非正規雇用者は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになっており、事業主は、求めがあった場合は説明をしなければならず、中小企業においても令和3年4月1日から改正後の同法が適用されています。

これら関係法令の遵守にあたっては、長崎市ホームページや事業者へのダイレクトメールにより順次情報発信し、労働条件の改善等に向けた周知・啓発を行っています。

また、未就労者の支援や就労者の収入増加を図るため、長崎労働局との共同事業として、 平成26年9月から、庁内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの常設窓口を開 設しているほか、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある方への家賃相当分 の住居確保給付金の支給などに、国と連携して取り組んでいます。

今後も関係機関と連携し、市内事業者に対する労働条件の改善に向けた周知・啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、労働者が安心して働くことのできる環境の確立と格差是正に努めたいと考えています。

政党又は団体名	担当	水産農林部	水産農林政策課 農林振興課
市民クラブ	, <u> </u>	八江至汉平山山	水産振興課

事 項

- 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり
- (6) 長崎の豊富な農水業を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地 消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努 めること。

回答

農業の振興については、関係者と連携を図りながら、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進により食関連産業を活性化する「交流づくり」の4点を柱に、取組みを進めています。

具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」をはじめ、「いちご」、「花き」など生産性の向上や高付加価値化、消費拡大に向けた取組みを進めています。

また、新規就農者を確保·育成するため、就農初期段階における給付金支援などの初期 投資の軽減策やフォローアップ体制の充実に取り組んでいるところです。

次に、水産業については、漁港施設の整備や水産種苗の放流等による資源回復の取組を 着実に実践し、令和4年度からは、新たに新規漁業就業者の研修期間の延長やICTを活 用したスマート水産業の推進、市内企業が開発した人工藻場礁の設置に取り組み、長崎市 の豊かな水産資源を活用した水産業の振興を図っていきます。

また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、大消費地における展示商談会に出展する際の経費を補助し、商談できる機会を創出しています。

「長崎の魚」のPRについては、現在、キャッチコピー「さしみシティ」を軸とし、市 民や企業によるさしみシティ実現に向けた取組みを、プロジェクトとして認定や、補助金 による支援をすることで、地元の機運を醸成するとともに、誘客の基盤強化を図っている ところです。

このほか、地産地消の推進による「長崎の食」のPRについては、食関係団体と連携したイベントの開催、広報ながさきやホームページ等による長崎ならではの食材や食文化の情報発信などに取り組んできており、今後は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えつつ、出島メッセ長崎や新幹線開業という好機も活かした取組みを進めていきます。

併せて、農水産物全体のブランド化及び販路拡大については、農産品では「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、水産品では「トラフグ」など様々な特色ある産品がありますので、これら競争力のある商品を中心に、DMOや庁内関係部局との連携による域外へのプロモーション強化を図っていきます。

政党又は団体名	担当	市民生活部	自治振興課
市民クラブ	担 ヨ	中央総合事務所	地域整備1・2課

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (1)地域住民と協働した安全・安心のまちづくり
 - ①地域住民と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりのため、各種団体等との連携 を図っていくこと。

回答

市内における刑法犯認知件数は、近年は減少傾向にありますが、社会情勢にあわせ巧みに手口を変化させながら相手を騙す特殊詐欺に加え、子どもや女性に対する声かけ事案が発生するなど、地域の方々を脅かす犯罪等は依然として発生しています。

このような中、長崎市では、会議やイベント等の開催による警察との連携強化、ホームページによる地域の自主防犯活動団体の情報発信及び同団体への活動費助成に加え、令和3年度からは、自治会等が犯罪の未然防止を目的として設置する防犯カメラの費用に対して補助を行うなど、地域の防犯力向上に取り組んでいます。さらに、令和4年度からは、ランニング・ウォーキング等を行っている市民に、日常の活動を行いながら防犯活動を行っていただく「ながら防犯」活動を推進する事業に取り組み、新たな防犯活動の担い手を育成・確保したいと考えています。

そのほか、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議との共催により市民集会を 開催するなど、暴力追放運動の推進に取り組むとともに、長崎県更生保護協会長崎支部を 通じた長崎地区保護司会等への活動費補助など、更生保護事業への支援も行っています。

また、犯罪被害者等への支援についても、警察や長崎犯罪被害者支援センター等の関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

次に、市内における交通事故の状況は、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にありますが、近年は高齢者が関係する事故の割合が高くなってきていることから、特に高齢者の交通安全対策が課題であると考えており、令和3年度は、地域の御協力も得ながら、関係団体等と連携した高齢者向けの交通安全講習を開催することで、高齢者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組んでいます。

また、これまで教育委員会、小学校、道路管理者、所轄警察署等の関係機関と連携し、通学路の合同点検を行い、必要な対策を進めていますが、令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づき、歩道整備、交差点改良などの通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り組んでいくところです。

今後とも、地域の方々と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりの推進に向けて、 各種団体等と十分な連携を図っていきます。

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (2) 長崎駅周辺(尾上町~幸町)の環境整備
 - ①新市庁舎・新たな文化施設・MICEを含めた長崎駅周辺整備・新幹線整備と民間で建設計画のスタジアム等大型事業の建設については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。

回答

市中心部では、長崎駅周辺、幸町周辺、桜町・魚の町周辺において、短期間のうちに官 民の大型施設が次々整備されることとなっており、これに伴う交通の量や流れの変化に対 応すべく、各施設の事業者や交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県 などと連携し、協議・調整を行っているところです。

具体的には、令和5年1月4日に開庁する新市庁舎周辺では、公共交通の円滑な運行による利便性の向上、道路拡幅やバスベイ整備などによる車両の円滑な交通及び歩道と庁舎敷地内の通路を一体的に活用した広い歩行空間による安全な動線の確保を図るため、道路管理者、交通管理者、公共交通事業者と引き続き協議を進めます。

出島メッセ長崎では、自動車交通の乗入れについて、各交通事業者や協会関係者と協力 し、利用者の利便性向上につながるよう取り組んでいくこととしています。

幸町の長崎スタジアムシティプロジェクトでは、スタジアム、アリーナ、商業施設、ホテル、オフィス等の複合施設が計画されており、イベント開催時やイベントがない通常時の公共交通、車、徒歩による円滑な動線の確保や、周辺地域へ与える影響など今後予想される課題への対策について、開発事業者、交通管理者、道路管理者、公共交通事業者などと引き続き協議を進めており、令和4年度からスタジアム周辺道路の環境整備に着手することとしています。

また、現市庁舎本館跡地に建設する新たな文化施設は、基本計画策定後に基本設計さらには実施設計へと進んでいくこととなりますが、令和4年度は、建設予定地の測量及び土質調査を行うとともに、管理運営計画の策定に着手することとしており、早期完成をめざして取り組んでいきます。

今後も、円滑で利便性の高い交通体系が確保できるよう、関係者間における連携を図りながら、スピード感を持って対策を進めたいと考えています。

政党又は団体名 市民クラブ 担当 まちづくり部 公共交通対策室

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (3) ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるよう、待合い環境の整備を図ること。

回答

長崎市では、市民の方が市内のどこに住んでも暮らしやすいまちとするため、「まちをつなげるプロジェクト」で長崎市地域公共交通計画に基づく公共交通ネットワーク維持存続の取組みを進めており、現在、東部地区におけるハブアンドスポーク型運行への路線再編に向け、実施計画策定に取り組んでいます。

ハブアンドスポーク型による路線バスの再編は、利用者に乗り継ぎという負担が新たに 生じるため、ベンチに座って雨風をしのげるなどの待合環境による負担軽減も必要である と考えています。

南部地区では、令和3年4月から栄上バス停をハブバス停としたハブアンドスポーク型 運行を行っていますが、三和地域センター内のセンター玄関横に乗り継ぎバス停を新設し ており、待合環境としては、庇の下へのベンチ設置、開館日の館内ロビー利用など、既存 施設を活用したものとなっています。

乗り継ぎバス停の環境は場所によってスペースの問題など様々な状況ですので、バス事業者とも連携し場所に応じた工夫を行いたいと考えています。

政党又は団体名	担当	まちづくり部	公共交通対策室
市民クラブ	15 3	よりりくり叩	公共义通对京主

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (4)乗り合いタクシー・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を 図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進(西小島地区、鳴滝地 区、滑石地区ほか)及び、離島での公共交通機関の存続を図ること。

回答

現在、バス空白地域において、乗合タクシーを5地区、合併地区や離島を中心に路線バスやコミュニティバスを10路線、デマンド交通を1地区で、いずれも運行事業者に対して補助金を交付し運行しています。

これらの公共交通は地域住民の日常生活に必要な移動手段であることから、利用者数は減少傾向で路線維持に伴う長崎市の財政負担も増加していますが、効率的な運行内容等へ 見直しを図りながら、今後も引き続き確保に努めます。

また、バス空白地域の解消に向けた取組みは、路線バスの停留所の新設や路線延長、道路整備に併せた路線開設などを基本として、交通事業者と協議しながら可能な限り対応しているところですが、道路幅員が狭隘であることや、地域の人口規模が小さく採算性が見込めないこと、交通事業者との調整が困難などの理由により解消が図れない地域も存在することから、タクシー乗り合せ、ボランティア運送といった地域が主体となる新たな移動手段の導入も検討していきたいと考えています。

担 当			担当	まちづくり部 中央総合事務所	都市計画課 地域整備1・2課
-----	--	--	----	-------------------	-------------------

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備
 - ①斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」 及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。

回答

長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を 選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、多くの家屋 移転を伴うことなどから、事業が長期化しており、整備効果が現れるのに時間を要してい ます。

しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、既に着手している生活道路については、早期完成に努めていきます。

「車みち整備事業」については、平成25年度から事業を開始し、令和2年度までに25路線、延長約3,200メートルの整備を行い、道路整備沿線の住民へのアンケート調査でも「生活環境が改善された」との肯定的評価を受け、平成30年度までとしていた事業期間を令和5年度まで延長し、事業を進めています。

また、令和2年度からは、「車みち整備事業」の対象区域外でも整備を行う「くらしの 道整備事業」を創設し、事業期間を令和5年度までとして、現在、要望箇所の地権者との 調整や測量設計など、整備に向けた取り組みを進めています。

両事業ともに、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、整備後は自家用車をはじめ、福祉車両などの車両が通行可能となり、また、消防・救急活動も行いやすくなるなど、生活環境の改善が図られることで、定住人口や地域コミュニティの維持にもつながる事業ですので、引き続き鋭意取り組んでいくとともに、事業期間の延長も検討していきたいと考えています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	建築部	建築指導課
------------------	----	-----	-------

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備
 - ②長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。

回答

長崎市は、令和3年3月に改定の「長崎市空家等対策計画」において「市民が安全で安心に住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家(特定空家等)にしないとともに、特定空家等をなくす」という基本理念を掲げ、空き家対策を行っています。

「特定空家等をなくす」取組みとしては、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている 老朽危険空き家については、所有者に対し、「老朽危険空き家除却費補助金」や「老朽危 険空き家対策事業」の活用によって除却を促しており、平成23年度から令和2年度まで に除却費補助金により183件、平成18年度から令和2年度までに対策事業により53件の 老朽危険空き家が除却されました。この除却費補助金については、令和3年度から、老朽 危険空き家になる恐れのある特定空家等まで対象範囲を拡大し、危険な空き家の除却を推 進しています。

また、特定空家等の所有者に対しては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「助言」、「指導」を行い、危険な空き家の除却等を促しています。この助言、指導に従わず、そのまま放置すれば危険であると判断される特定空家等については、法に基づく「勧告」、「命令」を行い、それでも解体しない場合は、地域住民の安心・安全を主眼に置き、「行政代執行」による除却も視野に入れ、厳正な対処を行っていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	水産農林部	農林振興課
川民グラク			

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (6) 有害鳥獣対策(イノシシ、シカ、カラス、アライグマ)等の強化のため、将来を見通した予算計上を図ること。

回答

有害鳥獣による農作物の被害金額は、平成30年度約3,300万円、令和元年度約2,900万円、令和2年度約2,800万円と年々減少しておりますが、令和2年度の被害相談件数は1,400件を超え、特に生活環境被害の相談件数は、900件以上となり、全体の約6割を占めています。

このようなことから、有害鳥獣対策については、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策を基本に、迅速かつ効果的な被害防止対策に取り組んでいるところです。

まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵について令和2年度は約37kmの設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺の生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和2年度は約39kmの貸出となっています。

次に、「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び捕獲隊が連携し、計画 的な捕獲体制の強化に取り組んでおり、令和2年度は、新たな地域の捕獲団体が 15 件設 立され、イノシシの捕獲頭数が過去最大の 5, 235 頭と大きく伸びました。

また、「棲み分け対策」については、地域住民の集会等において、有害鳥獣の生態や被害発生の原因及び効果的な対策について、委託している有害鳥獣対策の専門業者がコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。

しかしながら、イノシシによる市街地周辺への出没や石垣の掘り崩しなどの生活環境被害の増大、アナグマやタヌキによる糞被害の相談及びアライグマの目撃情報も多く寄せられるなど、相談内容も多様化し、件数も増加しています。

このような中、令和3年度は自治会等によるワイヤーメッシュ柵の設置を推進していくため、柵設置への支援を創設するとともに、前年度の予想を上回るワイヤ—メッシュ柵の貸与申請に対して補正予算で対応しているところです。

また、令和4年度には、市街地全体を守る観点から、市道を活用して広域防護柵の設置を進め、被害減少の有効性を検証するとともに、市民団体と協働しドローンを活用した有害鳥獣の追払い調査や動向調査を行い、被害対策の効率化を図る予定にしています。

今後においても、さらに効果的な被害対策を進めるため、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」 の3対策の切れ目のない実施と地域ぐるみの取組みの充実に努めていきます。

政党又は団体名	担当	建築部	介 字譜
市民クラブ	担 当 	连采印 	住宅課

事 項

- 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり
- (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続して充実を図ること。

回答

住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として実施している「長崎市住宅リフォーム支援補助金」については、令和3年度は、住みよ家リフォーム補助金として6,450万円、性能向上リフォーム補助金として5,050万円の計1億1,500万円の予算にて実施しています。

住宅リフォーム工事を促進するための助成制度は、長崎市の景気浮揚策として経済波及効果が高く、地場での雇用創出にも大きく貢献しているとして、議会をはじめ長崎県中小建設業協会などから、事業の継続及び拡充を要望されており、定住支援策としても有効な制度であると認識しています。

しかしながら、住宅に係る施策としては、空き家対策や定住支援、市営住宅の住戸改善など、取り組むべき課題が多数あります。このことから、本事業については、有利な財源の確保に努めるとともに、拡充については、市民の二一ズや建設業界の状況、優先度などを勘案しながら、検討していきたいと考えています。

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課 被爆継承課
------------------	-----	---------	----------------

事 項

- 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり
- (1)世界の国々が経験したことのない原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を 希求し世界へ向け発信していくこと。

回答

長崎市は 77 年前の原爆の悲惨な体験を繰り返さないために、核兵器廃絶と恒久平和の 実現を国内外に訴え続けてきました。

令和3年度の取組みとしては、広島・長崎が主宰し、世界 166 か国・地域の 8,000 以上の都市が加盟する平和首長会議において、加盟都市一丸となり核兵器廃絶に向けた取組み等を進めていくため、令和3年以降の新たな指針(略称: PXビジョン)及び 2025 年までの行動計画を策定しました。

令和4年度の取組みとしては、新型コロナウイルスの影響で延期が続いている「第 10 回核不拡散条約再検討会議」において、核軍縮への実質的な道筋が示されるよう、被爆地長崎の平和への思いを強く訴えます。また、令和4年半ばに開催予定の「核兵器禁止条約第1回締約国会議」において、条約を実効性の高いものに育て、世界のルールとして確立するため、被爆地として貢献していく決意をお示ししたいと思います。このほか、長崎大学・長崎県・長崎市で設立した「核兵器廃絶長崎連絡協議会」が設立 10 周年の節目を迎えるため、従来からの取組みに加え、様々な記念行事の実施を予定しており、核兵器廃絶に向けた機運醸成を図ります。

また、被爆建造物の公開にかかる取組みとして、被爆の実相を後世に分かりやすく伝えるため、現在非公開である旧城山国民学校校舎3階以上の部分を端末画面上で見学できる環境整備を検討していきます。併せて、爆心地及び山王神社二の鳥居においては、端末をかざすことで画像や音声ガイドが視聴できる環境を整備し、「長崎県防空本部跡(立山防空壕)」については、保存整備にかかる測量、地盤調査、設計等を実施したことから、令和4年度においては、その結果を基に見学環境の整備等を行うなど、これらの遺跡を訪れた方々が、被爆の実相への理解を深められるよう努めていきたいと考えています。

また、今は、「被爆者のいる時代」から「被爆者のいない時代」への過渡期であり、被爆者のいない時代を経験したことのない私たちは、その来るべき時代に備え、被爆者の声を聞ける今しかできないことや、今のうちに戦略を持って取り組んでいかなければならないことを明らかにし、集中的に取組んでいく必要があります。

そこで、「被爆者がいるうちにしておかなければならないこと」「被爆者のいない時代に備えて今から準備をしておくべきこと」の2つの視点により、被爆 100 年を見据え策定した「PEACE100 ビジョン」に基づき、「被爆の記憶を後世につないでいくための取組

み」、「被爆体験の継承・平和発信の拠点として原爆資料館を進化させるための取組み」、
「スポーツや文化など様々な入口から、平和について考え行動し、多くの人の日常の中に
「平和の文化」を根付かせるための取組み」についてスピード感をもって進めていきます。
このような取組みにより、被爆者のいない時代が到来したとしても、変わらず被爆地長
崎が平和を発信し続けていくために、持続可能な仕組みづくりを図り、核兵器のない世界
の実現に向けて今後とも力を尽くしていきます。

政党又は団体名 市民クラブ		原爆被爆対策部	平和推進課
	担当		被爆継承課
		市民生活部	スポーツ振興課

事 項

- 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり
- (2)被爆75周年事業で中止となった長崎平和マラソン等においては、被爆80周年事業での開催に向け、検討、準備を進めるとともに、引き続き国際都市長崎から平和のアピールに努めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。

回答

被爆から 77 年が経過しようとするなか、被爆者の高齢化は進み、被爆の実相の継承が 喫緊の課題となっています。また、核兵器を巡る国際情勢も予断を許さない状況が続いて おり、被爆地長崎から核兵器廃絶と世界恒久平和を訴えることの重要性は高まっていま す。

そのような中、被爆 75 周年記念事業として開催を予定していた「長崎平和マラソン」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催に向けた取組みを一旦休止し、令和7年度の大会開催を目標に検討を進め、被爆 80 周年にふさわしい内容となるよう準備していきます。

また、令和3年度から、スポーツや芸術など自分が興味のある分野を入口に、多くの人、とくに若い人が身近なところから平和について、考え、行動し、平和の輪を広げる「平和の文化の醸成」に取り組んでいます。その一環として実施している「平和の文化認定事業」の第一号に認定した「V.ファーレン長崎」が、「平和の灯」や「原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進」に参加し、チーム、ファン・サポーター等だけでなく、多くの人に向けて、サッカーを通した「平和のメッセージ」を発信し、平和への機運を高めました。

さらに、令和3年11月27日には、包括連携協定を締結した明治安田生命の主催により 平和公園と「長崎スタジアムシティ」建設予定地を結ぶコースで「長崎ピースウォーキン グ」を開催しました。

令和4年度には、平和の文化にふれる機会を創出するため、歌手のさだまさしさんらを中心とした平和コンサート「長崎から世界へ平和を一稲佐山音楽祭2022-」が開催されることから、多くの人が一堂に会するこの機会を捉え、市民が気軽に参加できる「平和の発信事業」を実施する予定です。

このように、官民で連携しながら、平和について身近なところから考え、気軽に行動できる機会を創出するとともに、多くの人が当事者として考え、行動してきたこれまでの取組みを顕在化することで、日常の中に「平和の文化」を根付かせていくための取組みを進めていきます。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	原爆被爆対策部	調査課
------------------	----	---------	-----

事 項

- 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり
- (3)被爆地域の是正拡大と被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図る こと。

回答

現在、国が指定した被爆地域は、爆心地から同心円状ではなく、東西に約7km、南北に約12kmのいびつな形となっており、被爆体験者の皆様に大きな不公平感を抱かせる要因となっています。

そのため、長崎市では、市議会と一体となって、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会、いわゆる原援協を通じて平成27年度から、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、被爆地域の拡大及び対象合併症の大幅な拡充を国に要望しています。

このような中、広島の「黒い雨」訴訟の上告断念に伴う総理談話において、「原告と同じような事情にあった方々については救済できるよう対応を検討する。」との考えが示されました。これを受けて、令和3年8月2日に長崎県知事及び県議会議長並びに長崎市長及び市議会議長の4者で、広島の黒い雨体験者と同様に長崎の被爆体験者についても認定・救済を求めるよう国に対し強く要望し、さらに、11月5日には被爆地域外でも黒い雨や灰が降ったとの証言をまとめた県市の資料を新たに提出し、再度、被爆者として認定するよう要請しました。

その後、厚生労働省、広島県市及び長崎県市の5者による被爆者援護法第1条3号に基づく指針の改正に関する協議が開かれ、3回目の5者協議において指針の改正に関する骨子案が示されましたが、長崎は対象には含まれないとする内容でした。

このため、長崎県市としては、広島に限定される骨子案は受け入れられるものではなく、 長崎も対象とする旨を骨子に明記するよう、回答したところ、国は、長崎とは引き続き協 議を続けるとする一方で、広島とは指針の作成を進めるとの方針を示しており、同じ被爆 地でありながら対応が異なる結果となっています。

現在、国と長崎県市で課題整理のための協議を行っているところであり、長崎において も、黒い雨が降ったという事実は広島と同じであるため、広島と長崎で援護施策に差が生 じることがないよう、引き続き国に強く訴えていきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	原爆被爆対策部	援護課
市民クラブ			

事 項

- 6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり
- (4)被爆二世については、がん検診を加えること。

回答

被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会(八者協)」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会(原援協)」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっておらず、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望していきます。

なお、長崎市における被爆二世の健康診断については、平成 29 年度から前年度の受診者には申込手続きを不要とし、事前に受診票を送付しており、現在約 200 箇所の医療機関で受診できるなど、受診者の利便性の向上を図っており、令和 2 年度は 3,579 人の方が受診しています。今後とも、より健診が受診しやすくなる取組みに努めていきます。

また、被爆二世の健康管理のための手帳等の交付について検討していただくよう、令和 2年7月に「原援協」を通じて国に要望していたところ、令和2年 12 月に厚生労働省から「被爆二世健康記録簿」のひな型の提示がありましたので、長崎市では、令和3年度から記録簿を発行することとし、令和3年6月から配布を開始したところです。

政党又は団体名	担当	市民生活部	 人権男女共同参画室
市民クラブ	15 =	们民工活即	八惟力女共问梦回主

事 項

7. 男女共同参画社会の実現

(1)個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓 発を推し進めること。

回答

長崎市では、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「第2次長崎市男女共同参画計画」に基づき、その社会の実現のための意識改革・社会啓発を進める取組みを行っているところです。

また、社会情勢の変化や「第2次長崎市男女共同参画計画」における課題を踏まえ、現在、令和4年度から令和12年度までを計画期間とする「第3次長崎市男女共同参画計画」の策定を進めているところであり、関係部局、関係団体と連携し、より実効性のある計画となるよう検討することとしています。

長崎市における具体的取組みとしては、様々な角度から男女共同参画への理解を深めるための男女共同参画推進センター主催講座の開催や、アマランスフェスタにおける各種講座や基調講演の開催のほか、市民の男女共同参画への理解を深めるための啓発紙を活用した周知・啓発を図っているところです。

また、性別にかかわらず誰もが働きやすい環境づくりを実践している市内の事業所を「男女イキイキ企業」として表彰しており、令和3年度は6事業所を表彰し、事業開始からの表彰事業所数は30事業所となっています。これらの表彰事業所の取組みについては、女性の社会進出を支援するため、市民や他の事業所の意識の醸成につながるよう、市ホームページ等により広く紹介を行っています。

今後とも、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の 実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携しつつ、さ らなる意識改革・社会啓発を推進していきたいと考えています。

政党又は団体名 担当総務部 市民クラブ 総務部 職員研修所

事 項

7. 男女共同参画社会の実現

(2)ハラスメントのない働き易い職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、 効果のある充実した研修を適宜実施すること。

回答

長崎市では、令和2年6月の労働施策総合推進法の改正施行に合わせ、パワーハラスメントに関する指針等を新たに策定し、ハラスメント防止対策を講じています。

ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、内部の相談窓口である苦情相談員を配置するとともに、ハラスメントを受けた者が、周囲の目を気にすることなく安心して相談できる環境を整備するため、外部の相談窓口(弁護士:男女各1人)を設置しているところです。

さらに、苦情相談員による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置している、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。

また、研修に関しては、新任部長級職員、新任課長・課長補佐、2年次係長、新規採用職員を対象に実施しており、時代の流れに合わせて、様々な内容のハラスメントを取り上げています。特に、管理職の研修においては、外部講師を招き、専門的見地を含んだものとしており、研修の進め方についても、講師が受講者に対し単に説明するだけでなく、過去に発生した事例を示し、受講者が当事者の立場で、その原因の分析や再発防止策を検討し、グループでの論議や発表の場を設けるといった研修受講者参加型の方式を積極的に取り入れ、職員一人ひとりへの十分な意識付けが可能となるような研修を実施しているところです。

今後はさらに取組みを強化することとし、研修後に受講者の理解度を測り、不十分と思われる者には再度、研修を受講させることや、令和3年度中に職員へのアンケート調査によるハラスメントの実態把握とそれへの対応を行うこととしています。これらの取組みにより、ハラスメントを防止し、良好な職場環境の醸成に努めたいと考えています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	こども部	子育て支援課
------------------	----	------	--------

事 項

- 7. 男女共同参画社会の実現
- (3)児童虐待防止、早期発見、対応のため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を 強め体制を充実させること。

回答

児童虐待防止対策について、長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体 や児童相談所などの36の関係機関から構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協 議会」(要保護児童対策地域協議会)を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切 な支援方法の協議等を行っています。

同協議会の実務者を対象とした会議では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、職員の資質向上の場としても活用しています。緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っています。

令和元年度からは、国が示した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の内容を踏まえ、この協議会を活用し、長崎市が対応中の児童虐待ケースに加えて、児童相談所が対応中のケースについても、警察を含む関係機関と全件の情報を共有し、進行管理を行うなど、関係機関との更なる連携強化を図ったところです。

なお、平成 28 年に児童福祉法が改正され、住民に最も身近な基礎自治体については、 児童虐待などの支援が必要な子どもとその家庭等の総合的な対応を行う「市区町村子ども 家庭総合支援拠点」の整備に努めることとなり、このことを受け、長崎市においても、令 和元年度に子育て支援課を「支援拠点」として位置づけ、複雑および深刻化する児童虐待 問題に、迅速かつ専門的に対応できる相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、 早期発見・対応に努めているところです。

さらに、国がすすめる全国統一の情報共有システムを長崎市においても令和3年度に導入し、児童虐待事案の対応にあたり、転居した際に自治体間で的確に情報共有を行うとともに児童相談所と市町村において夜間休日も含め、迅速な情報共有を行っています。

今後とも児童虐待防止、早期発見、対応のため一層の連携強化と体制の更なる充実を図っていきます。

政党又は団体名	中央総合事務所	地域整備 1・2 課
市民クラブ 担当	建築部	建築指導課

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (1)諸団体(自治会、学校、警察等)から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所(ガードレール、カーブミラー等)を早急に改善すること。

回答

生活道路として重要な役割を果たしている市道や多くの住民が利用している里道、公共性の高い私道については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。

生活道路の環境整備にあたっては、自治会等からの要望も踏まえ、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。

特に、通学路については、道路管理者、学校、警察等との合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。

令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づき、歩道整備、交差点改良など通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り込でいくところです。

また、通学路に面した倒壊等の恐れがある危険なブロック塀等については、所有者に対し、除却の指導を行うとともに、ブロック塀等の除却費用の一部を助成するブロック塀等除却費補助金を創設しています。令和3年度から補助対象を小学校の指定通学路に面するブロック塀等から、小中学校が認める通学経路まで拡大し、改善を促しています。

今後とも、住民の皆様が、安全・安心な生活ができるよう、また児童・生徒が安全・安心で通学できるよう、学校、自治会、警察等の関係者及び関係機関と連携を図りながら、できる限り早急な改善に努めていきます。

政党又は団体名		土木部	土木企画課
市民クラブ	担当	まちづくり部	都市計画課
旧民グラブ			長崎駅周辺整備室

事 項

8. 道路・交通体系の整備

(2)トラック・タクシーベイ(浜の町、新大工、長崎駅周辺)の整備・拡大を進めること。

回答

トラック・タクシーベイは、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず道路交通の円滑化に寄与することから、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上に、トラック用として6箇所・19台分、タクシー用として14箇所・51台分を設置しています。また、平成13年には、大規模建築物に起因する荷さばき車両の駐車需要に対応するため「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正を行い、一定の要件を満たす建築物を新築等する場合、建築物の規模に応じた荷さばき車両の駐車施設の設置を義務付けています。

しかしながら、依然としてトラックやタクシーの路上駐車は目立っており、浜町や新大工町、長崎駅周辺などの都心部においてはトラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識しているものの、特に、浜町や新大工町では、道路幅員や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在などの課題も多く早急な対応は難しい状況です。

現在、新大工地区で施行中の市街地再開発事業では、附置義務制度に基づき敷地内に荷さばき駐車施設の設置を行う予定であり、併せて国道 34 号へのトラック・タクシーベイの設置をお願いしていますが、事業内での設置は難しいと伺っています。

また、長崎駅周辺地区では、土地区画整理事業により西口駅前広場内にタクシーの乗降場やタクシープールを整備しており、今後は、東口駅前広場においても、タクシーの乗降場やタクシープールを整備することとしています。

さらに、令和2年度末に廃止されたパーキングメーター・パーキングチケットの跡地など、道路空間等を活用したトラック・タクシーベイ等の設置についても検討を行うこととしています。

今後も、荷さばき車両やタクシーの利用頻度が高い地区を中心に、トラック・タクシーベイの整備・拡大の可能性について、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	土木部	土木企画課
市民クラブ			

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。

回答

長崎市では、重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図るため、平成 14 年策定の「長崎市交通バリアフリー基本構想」や平成 26 年策定の「長崎市バリアフリー基本構想」などにより、長崎駅と浦上駅を含む 2 つの地区を重点整備地区として定め、道路管理者や交通事業者、公安委員会など関係機関の協力のもと、ハード・ソフト面によるバリアフリー化を推進してきました。

このような中、長崎市ではネットワーク型コンパクトシティ長崎の都市づくりや「100年に一度」と称されるまちづくりの変革期を迎えていること、さらには平成30年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されバリアフリーマスタープラン制度が創設されたことなど、バリアフリーを取り巻く状況の変化や更なるバリアフリー化の推進が求められています。

このようなことから、長崎市のバリアフリー化をより一層推進するため、施設設置管理者や高齢者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」の審議を経ながら、「長崎市バリアフリーマスタープラン及び長崎市第2期バリアフリー基本構想」を策定しており、今後は本計画に基づき、長崎市に住む人はもちろん訪れる人も含め、だれもが安全・安心・快適に過ごせるまちを目指し、引き続き、歩道を含めた各施設のバリアフリー化の推進に努めていくこととしています。

政党又は団体名	担当	土木部	土木企画課
市民クラブ)E =	エベル	工小正画味

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。

回答

NEXCO西日本が管理する長崎バイパスは、高速自動車国道と一体になって機能する 全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、高速自動車道路と同様の令和 42 年 (2060 年) までの 60 年間となっています。

この長崎バイパスでは、平成22年6月28日から平成23年6月19日まで無料化の社会実験が実施されましたが、長崎バイパスの交通量は無料化前に比べ約3割増加し、国道34号では約1割減少するなど、国道34号の渋滞・混雑緩和につながることが確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題も確認されたところです。

長崎市としては、まずは長崎市の東部地区と中心部のアクセスの向上を図るため、長崎 自動車道・長崎 I C~長崎芒塚 I C間の4車線化が令和3年度末に完成予定であることか ら、完成後の国道34号、県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などの交通状況を把握して いきたいと考えています。

次に、ながさき女神大橋道路は、平成 17 年 12 月に供用開始され、料金徴収期間は令和 17 年 (2035 年) までの 30 年間、また、川平有料道路は、昭和 63 年 7 月に供用開始され、料金徴収期間は令和 10 年 (2028 年) までの 40 年間となっています。

このうち、川平有料道路については、平成 21 年からはETC装着車を対象に終日 3 割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられているところです。

この2つの道路は、受益者負担の考えに基づき、長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費(借入金)の償還に賄われているところであり、川平有料道路は令和2年度末の時点で約55億円の未償還金があることから、長崎県は国の有料道路制度の在り方の議論を注視しながら検討を行っていきたいとのことですので、長崎市としては、今後もその動向等について情報収集に努めていきたいと考えています。

政党又は団体名	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
市民クラブ	1보 크	よりりくり叩	公共义通对京主

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (5) 陸と海の交通網を活かした街づくり
 - ①高島・伊王島・池島航路を存続させること。

回答

市内の有人離島である高島および池島と本土とを結ぶ定期航路は、補助航路として国の認定を受け、長崎〜伊王島〜高島航路は国、県、市の支援により、池島〜神浦間は国、県の支援により航路の維持が図られていますが、島民数の減少などに伴う利用者の減少により、補助金は年々増加している状況です。

このような中でも、島民にとっては本土への唯一の移動手段であり、また、生活物資を 運搬する手段としても重要ですので、今後とも地元住民、運航事業者、国、県等と連携し、 航路の改善に向けた取り組みを進めながら、航路を維持したいと考えています。

政党又は団体名	担当	土木部	土木企画課
市民クラブ	15 =	エベル	工小正凹际

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (6) 市内中心部の交通量を減少させる対策(パークアンドライド等)を推進すること。

回答

パーク・アンド・ライドは、道路混雑の緩和や公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の 削減など様々な効果が期待できることから、長崎市では、松山地区の市営平和公園駐車場 や市営松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金 を1回当り620円に設定し、パーク・アンド・ライド駐車場として運用しています。

しかしながら、現状、松山地区以外においては、パーク・アンド・ライドとして位置づけている駐車場はない状況です。

このため、更なるパーク・アンド・ライドの推進を目的に、現在、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、郊外部の商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドについて検討を行っており、令和3年度は、実効性の確認を目的とした社会実験の実施について、関係機関と協議・調整を行っているところです。

今後とも、「長崎県交通渋滞対策協議会」と連携を図りながら、市中心部の交通量を減少させる対策に努めていきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	土木部	土木企画課
市民クラブ			

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (7) 女神大橋と連結する国道 202 号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス(仮称)の早期実現を図ること。

回答

市中心部の西部に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、ながさき女神大橋や長崎南環状線(田上IC~新戸町IC間)の開通などにより国道202号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する状況にあります。

このように、当該路線は、通学や通勤、買い物など市民の日常生活を支える道路として、また、地域の産業を支える道路として、重要な役割を担っていますが、車道の幅員が狭く大型車の離合がしにくい区間や、歩道の幅員が十分に確保されていない区間が多く残されており、交通環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。

そのため、道路管理者である長崎県において、これまで歩道やバスベイの整備などが進められてきており、現在は、福田本町工区(福田本町の小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点までの約770mの区間)において、歩道やバスベイの整備に取り組まれており、令和2年度末の進捗率(事業費ベース)は、約8割となっています。また、令和2年度から新たに小浦工区(大浦橋付近から中浦バス停付近)における歩道等整備も事業化されており、令和3年度は調査、設計に取り組まれているところです。

次に、交通環境の抜本的な改善につながる(仮称)福田バイパスについては、長崎県が令和元年度に実施した交通量調査において、平成24年度と比較して交通量にほとんど変化が見られなかったこと、福田地区を通過だけで利用している交通量は全体の約3割であったことなどにより、バイパス整備にかかる多額の費用に比べ利用する交通量があまり期待できないことから、整備は長期的な課題であるとの認識が示されています。

このような中、長崎市としては、市や市議会、地元関係者、交通関係者などで構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の「福田バイパス建設促進期成会」とも連携しながら、現道である「国道 202 号の整備推進」と「(仮称)福田バイパスの早期事業化」に向けて、長崎県や国などの関係機関に対し、要望活動を実施しているところです。

福田地区の交通環境の改善に向けて、これからも「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の皆様と連携を図りながら、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。

政党又は団体名 市民クラブ	担当	土木部	土木企画課

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (8)長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号線の全線の改良拡幅および長崎外環 状線(新戸町IC-江川交差点)の早期完成を図ること。

回答

一般国道 499 号については、現在、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」と蚊焼町から黒浜町までの「岳路工区」の2つの工区で拡幅工事が進められています。

このうち、「栄上工区」については、平成20年度から事業に着手し、工事延長約1,300mのうち、これまで布巻バス停付近と南総合事務所前の約850mが暫定供用されており、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約8割となっており、令和5年度を目標に整備が進められています。

また、「岳路工区」については、平成22年度から事業に着手し、工事延長約2,100mのうち、これまで蚊焼町、岳路海水浴場入口付近及び黒浜町の約1,740mの区間が完成し、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約9割となっており、令和3年度末の完成、供用に向けて、工事が進められているところです。

次に、長崎外環状線(新戸町~江川町)については、長崎県において、平成 28 年度に 事業着手され、その後、道路の設計や事業説明会、用地測量、建物調査、用地取得などが 順次進められ、新戸町インターチェンジ付近においては、平成 30 年度から工事に着手さ れており、引き続き、のり面工事などが実施されています。

また、江川交差点付近におきましても用地取得が完了し、令和2年度からのり面工事が 進められているところであり、令和4年度からのトンネル工事着手に向けて準備が進めら れているところです。

長崎市としては、南部地区の幹線道路である一般国道 499 号の改良ならびに、同路線のバイパス機能を果たす長崎外環状線について、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や経済・交通団体、地元の皆様と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていくとともに、円滑な事業進捗が図られるよう、長崎県と連携して取り組んでいきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	土木部	土木企画課
市民クラブ	-		_ ·

事 項

- 8. 道路・交通体系の整備
- (9)長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。

回答

地域高規格道路「長崎南北幹線道路」は、西彼杵道路と一体となって長崎県の2大都市である長崎市と佐世保市を約1時間で結び、長崎市北部の交通渋滞の緩和だけではなく、県北と県南地域の交流人口の拡大、さらには、近年頻発化・激甚化している災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や安全・安心に資する非常に重要な路線です。

この路線の長崎市茂里町から時津町野田郷までの未整備区間については、早期の新規事業化を目指すため、令和2年3月のルート選定委員会からの提言を踏まえて、都市計画決定の手続きに向け、長崎県において詳細なルートの検討が行われてきました。令和3年度は、6月に都市計画説明会の実施、8月に都市計画案の公告・縦覧、その後、9月、10月の市、県の都市計画審議会を経て、11月5日に都市計画決定がなされたところです。今後は、令和4年度からの事業化に向けて、事業認可等の手続きが進められていくこととなります。

早期事業化に向けた国への働きかけとしては、長崎市、佐世保市、西海市、時津町、長与町の3市2町の首長、議長や経済界、交通、観光などの関係団体で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に要望活動を行っているところであり、令和3年度も、10月に国土交通省九州地方整備局に対し、11月には上京して国土交通省、財務省、県選出国会議員に対して働きかけを行ったところです。

今後もあらゆる機会を捉え、長崎県とも連携しながら国等の関係機関へ働きかけを行っていきたいと考えています。

政党又は団体名		土木部	土木建設課
	担当		土木企画課
市民クラブ		中央総合事務所	地域整備1・2課

事 項

8. 道路・交通体系の整備

- (10) 市民生活に必要不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。
 - ①打坂-百合野線の改良拡幅、②江平-浜平線とその接道改良、③戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④片淵-鳴滝線、⑤川上町-出雲線、⑥虹ヶ丘町-西町1号線、
 - ⑦相川町-四杖町1号線、⑧常盤町-大浦元町線、⑨清水町-白鳥町1号線

回答

- ① 打坂一百合野線(滑石2号線)は、改良拡幅に必要な用地買収のため地権者との交渉に取り組んでいますが難航しています。今後も引き続き用地買収に努力し、解決しだい工事に着手することとしています。
- ② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めており、江平側の一部区間では供用を開始しています。 浜平側においては、令和2年末から再開したトンネル本体工事が令和4年1月に完了しました。 今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。
- ③ 戸町新小ヶ倉線は、道路幅員が4m程度と狭く、バス路線であることから、信号制御による片側交互通行となっており、地域の皆様には狭い迂回路をご利用していただくなどご不便をおかけしている状況です。当該道路の拡幅については、道路の両側に家屋が連なっていることから、用地の協力が必要不可欠と考えています。本市としても道路改良の必要性は認識していますので、地域の皆様や道路利用者にとってどのような道路整備が望ましいのか、地元の皆様や県警などの関係者と協議を行いながら、具体的な対応策について検討していきたいと考えています。
- ④ 中川鳴滝3号線は、国道34号側の1工区において、用地を取得した起点側の一部区間について、令和2年度から令和4年度の予定で道路整備を行い、一定の完成を目指します。片淵中学校側の3工区については、早期の工事着手を目指した用地買収を行っており、令和4年度から終点側の一部区間において工事を着手する予定です。
- ⑤ 川上町出雲線は、延長 576mのうち、約 440mの区間において、道路の拡幅を実施しており、約 315mの拡幅が完了しています。残りの区間においても、鋭意、用地交渉を進め、用地買収が完了した箇所から順次拡幅を行い、工事の進捗を図っていきます。
- ⑥ 虹が丘町西町 1 号線は、西町側から順次工事を進めており、延長 1,950mのうち約 1,220mが整備済みで、今後も早期完成に向け、工事の進捗を図っていきます。

- ⑦ 相川町四杖町 1 号線は、平成 26 年 3 月に国道 202 号から旧式見高校入口までの 520 mの供用を開始しています。現在は、平成 30 年 10 月及び令和 2 年 7 月に確認した地すべりの原因調査を行うとともに、対策方法の設計を進めているところです。また本路線については、一部区間の休止を含めた道路計画の見直しを行っており、今後道路詳細設計を実施し、必要な箇所の用地買収を行った上で、道路工事に着手する予定です。
- ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、川上町から高丘2丁目までの延長約 1,420mの「椎の木工区」については、ボトルネックとなっていた日の出町バス停付近の拡幅工事が令和元年度に完了し、令和2年度は大平橋バス停付近の拡幅工事を実施しました。拡幅工事が完了してない約200mの区間については、用地交渉が難航しておりますが、早期に用地買収できるよう引き続き交渉を重ね、解決次第工事の進捗に努めていきます。
- ⑨ 清水町白鳥町1号線は、西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を一部行っています。現在、清水町側の新設区間から重点的に用地買収を進めていますが、用地が確保できた箇所については、早期の工事着手に向けて取り組んでいきます。

政党又は団体名		市民健康部	地域保健課
	担当	当 秘書広報部	広報戦略室
市民クラブ		市民生活部	人権男女共同参画室

事項

- 9. 新型コロナウイルス感染症対策
- (1)市民の不安払しょくのため、PCR検査の拡充を図ること。また、感染者やその家族と関係者及び濃厚接触者への誹謗中傷と風評被害対策については、継続的に行うこと。

回答

長崎市における新型コロナウイルス感染症の検査体制については、令和2年4月に、長崎県や長崎市医師会の協力のもと、ドライブスルー方式での検査を実施する長崎地域外来・検査センターを開設したほか、長崎県医師会の協力により、令和3年12月24日現在で、長崎市内の122 医療機関において医師が必要と判断した場合に検体採取ができるなど、検査に対応できる医療機関が拡大されており、より身近な場所で検査が受けやすくなっています。

また、長崎市内の1日あたりの検査能力についても、令和2年11月30日時点での長崎県の調査で752件であったものが、令和3年10月29日時点での同調査では、長崎市保健環境試験所の94件のほか長崎大学病院などの検査可能な医療機関や民間検査機関も含め2,610件にまで増強しており、検査体制の拡充が確実に図られています。

そのような中で、令和4年1月に入り、長崎県内においても感染力が強いとされるオミクロン株が確認され、急激に感染者が増加しました。

そのことを踏まえ、長崎県内でオミクロン株の市中感染が確認されたと考えられたことから、令和4年1月7日から2月28日までの期間、感染の不安を感じる無症状の県民を対象に、長崎県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき無料検査の受検要請を行っており、無料の検査を受検できる場所も設置されています。

このような状況ではありますが、令和4年度においても、引き続き関係機関と連携し、ドライブスルー方式の検査体制や身近な医療機関での検査体制を維持しながら、クラスター発生時等の感染拡大時にもしっかり対応できるよう取り組んでいくとともに、関連する国の動きや、県の対応等も注視していきます。

なお、新型コロナウイルス感染者等への誹謗中傷や風評被害については、感染するかもしれないという不安感からくる不当な差別やいじめなど、いまだに間違った情報・知識等により生じてくるものと思われます。長崎市では、これまでも正しい知識を採り入れることや冷静な行動を心掛けることの大切さ、間違った情報を拡散することなどが人権侵害につながる可能性があることについて、市ホームページ、テレビ、講座などを通して啓発を行うとともに、人権相談窓口を開設し、国、県とも連携して相談対応を行っているところであり、今後も継続していくこととしています。

また、令和2年10月から、地域の方々や事業者などの様々な主体が「医療関係者や感

染者等に対して差別やいじめはしません」「風評被害をなくします」「コロナ禍で頑張って
いる人を応援します」の3つを宣言する「長崎やさしいまち宣言」をスタートしました。
これまでに、自治会や企業、商店街、小中学校などを中心に、宣言文のポスターを約3,600
│ 団体に配布し、自治会掲示板や店舗など様々な場所に掲示され、日常生活の中に溶け込ん
でいるところです。今後も、ホームページなどを通じた情報発信に努めながら、取組みを
継続していきます。
さらに、令和3年度の新たな取組みとして、新型コロナウイルス感染症対策に特化した
ものではありませんが、「長崎の人のやさしさや温かさ」が伝わる 30 秒の動画を県立大学
と連携して制作し、街頭ビジョンなどで放映したほか、インターネット上で公開し、広く
ご覧いただいています。これらの取組みを通じて、一人ひとりが互いを思いやり支え合う
「やさしいまち」を定着させていきたいと考えています。

政党又は団体名	担当	 商工部	商工振興課
市民クラブ) <u> </u>		産業雇用政策課

事 項

- 9. 新型コロナウイルス感染症対策
- (2) 緊急事態宣言が発動された場合、事業者への休業要請は必要と考えるが、その際は 休業補償(困窮度の度合いに応じた協力金)の財源確保については県と連携して国に 働きかけること。また、今後、会社廃業が予想されるため、失業者が出た場合は転職・ 教育支援制度を創設すること。

回答

新型コロナウイルス感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、「都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」とされています。

この法に基づいて、これまで長崎県から令和3年1月から2月、同年4月から6月、同年8月から9月にかけてそれぞれ、県民に対する不要不急の外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮または休業を求める要請が出されました。その要請の全ての期間において協力頂いた飲食店等に対しては、営業時間短縮要請協力金を支給する事業を行ってきましたが、その財源は、国が8割、残りを県市で1割ずつ負担してきたところです。また営業時間短縮要請協力金の対象とならない事業者のうち、飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛の影響を受けた事業者に対して、県市が協力して中小事業者等一時金を支給してきています。

これらの財源は国の地方創生臨時交付金を財源としており、令和3年度は基本的に都道府県が主体となって広域的に実施することを求められており、そのための財源も事業者支援枠として都道府県に重点的に交付されているため、今後も所要の支援とその財源の確保については国県に対して働きかけていきます。

また、失業者への転職支援制度については、国において、求職者担当制による個別支援 や、雇用保険(基本手当)の給付日数の延長に関する特例が実施されているほか、県にお いては、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を雇用する事業主を対象とした助 成を実施しています。

教育支援制度については、国において、再就職や転職を目指す求職者が月 10 万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる制度が設けられています。

長崎市としては、各種制度について事業者及び労働者への周知・啓発に努めるとともに、 新型コロナウイルス感染症が事業者及び労働者に与える影響を注視しながら、必要な施策 を実施していきたいと考えています。

政党又は団体名	+0 14	本兄 佛 东 如	地域医療室 地域保健課
市民クラブ	担 当 	市民健康部	新型コロナウイルス ワクチン接種事業室

事 項

- 9. 新型コロナウイルス感染症対策
- (3) 爆発的な感染拡大に備え、関係機関と連携を図り、感染者の受け入れ体制の整備に 努めること。

回答

感染力が非常に強い「オミクロン株」による全国的な感染急拡大に伴い、長崎医療圏においても急激に感染者が増加しており、1月21日から2月13日の期間においてまん延防止等重点措置が長崎市に適用されているところです。

長崎医療圏における感染者の受入体制としては、適切な医療の提供ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策にかかる長崎医療圏ワーキングでの協議や長崎県、関係機関との協議を重ね、役割分担を明確にしながら「入院病床の確保」「宿泊療養施設の拡充」「自宅療養者への医療支援」の3つを柱に、医療提供体制の強化に取り組んでいます。

入院病床については、長崎医療圏で最大 199 床確保していますが、引き続き、更なる確保に努めるとともに、急激に増加している軽症患者等は、重症化を予防する効果があると言われる中和抗体薬の短期入院での投与や、飲み薬を処方するなど新たな治療方法も利用しながら、入院治療が必要な方が適切に医療を受けられるよう、医療機関の役割分担と連携により確保病床の効率的・効果的な活用に取り組んでいます。

長崎県が医療圏毎に設置している宿泊療養施設については、長崎医療圏において第5波の時に比べ275室増やし最大397室を確保するとともに、感染拡大時には酸素投与や点滴のほか、中和抗体薬や飲み薬も投与できる臨時の医療施設を開設し、重症化リスクを有する軽症患者等にも対応できる体制が整備されています。

自宅療養者への医療支援については、体調確認のためのパルスオキシメータの貸与のほか、長崎県の委託事業の中で、長崎市医師会や長崎市薬剤師会との連携のもと、医療支援を必要とする自宅療養者に対し、電話診療や飲み薬も処方ができる体制を整備しています。

また、感染や重症化を予防する効果があるワクチン接種については、3回目の接種に関しても国からのワクチン供給等を踏まえながら、可能な限り前倒しを行います。今後も重症化等を減らす効果を踏まえ、医師会や医療機関と連携しながら、医療従事者や接種会場の確保を図り、個別接種や集団接種の環境を整えることで、接種を希望するより多くの市民の方に接種の場を提供できるよう取り組んでいきます。

引き続き、長崎県や医療機関と密接に連携を図りながら、爆発的な感染拡大にしっかりと対応していきたいと考えています。